

決議第 1874 号（2009 年）に従って設置された専門家パネルの報告*

[CISTEC 翻訳]

要約

2009 年 6 月 12 日、安全保障理事会は全会一致で決議第 1874 号（2009 年）を採択し、その中で事務総長に対し、以下の任務を遂行する専門家パネルを設置するよう要請した：決議第 1718 号（2006 年）及び決議第 1874 号（2009 年）で理事会により課された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析すること；これらの措置の実施を改善するために理事会、委員会又は加盟国が検討しうる行動につき勧告を行うこと；及び、決議第 1718 号（2006 年）に従って設置された安全保障理事会委員会をその任務の遂行において支援すること。

決議第 1718 号（2006 年）により課され、決議第 1874 号（2009 年）により強化された措置は、以下のことを含む：(a) 核関連、他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の品目並びにすべての武器及び関連物資（北朝鮮に提供された小型武器・軽兵器及びその関連物資を除く）の北朝鮮への提供または北朝鮮からの調達の禁止；(b) 禁制品の提供、製造、維持又は使用に関するサービス又は援助の北朝鮮への又は北朝鮮からの移転の禁止；及び(c) 北朝鮮への奢侈品の提供の禁止。

決議第 1874 号（2009 年）は強力な禁止制度も導入した。これはすべての加盟国に対し、貨物が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内で北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することと、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。このような品目を発見した加盟国は、それらを押収及び処分するよう要求される。検査した加盟国は、そのような事件に関する詳細な報告を委員会に提出することも要求される。

決議第 1718 号（2006 年）の採択以来、禁止されている核関連又は弾道ミサイル関連の品目、技術又はノウハウの北朝鮮への又は北朝鮮からの提供に関して委員会に正式な申し立てが提示されたことはない。しかし、専門家パネルは、イラン、シリア、ミャンマーなどの核及び弾道ミサイル関連の活動への北朝鮮の関与が続いていることを示すいくつかの政府評価書、国際原子力機関報告書、研究論文及びメディア報告書を検討してきた。専門家パネルは、そのような活動を禁止するためすべての加盟国が特別な注意を払うべきである、

*本報告書に表明された見解は、専ら専門家パネルの見解であり、別に表示のない限り他の者の見解を表明しない。

と確信する。事実を更に徹底的に解明するため、北朝鮮によるこれらの疑わしい活動について更に調査を実施すべきである。

決議第 1874 号 (2009 年) の採択以来、委員会は武器輸出に関わる 4 件の非遵守について通知された。これらの事例の分析によれば、北朝鮮は禁止品目の輸出への関与を続けている。これらの事例では、安全保障理事会の措置を回避するために多数の隠蔽技法が使われた。例えば、コンテナ内容物の虚偽説明や偽造ラベル、積荷目録の偽造、発送元や最終受取人に関する情報の改変や偽造、何層もの仲介者、ダミー会社、及び金融機関の使用などである。これについて専門家パネルは、北朝鮮からの貨物を運ぶコンテナについて北朝鮮の船荷や積替えを扱う最初の海外海港が現地の基準に従って特別な警戒を実施するよう勧告する。パネルはまた、国際海洋通商に過度の負担を与えずに、前方の積替港も北朝鮮からの貨物の出所に気づいて特別な警戒を行なえるような手続の導入を考慮するよう勧告する。

専門家パネルは、航空貨物が他の問題及び脆弱性を提起することも注意する。トランジット中の航空機内の貨物検査には困難が伴い、直行便を検査の対象にすることは不可能なので、決議の履行には重大な脆弱性が残る。パネルは自国の領域をそのような航空機が飛行、停止又はトランジットする加盟国に、そのような場合に順安国際空港その他の国内空港への及びそれらからの航空交通を緊密に監視する努力を行なうことと、上空通過クリアランスが提供される前に同国への及び同国からの貨物が申告されることを検討するよう勧告する。

委員会は奢侈品の押収の報告も 2 件受けた。これら 2 件とも、当該物品が禁止された奢侈品であったことに、明確な理解があった。しかし、このような理解が常に存在するとは限らない。ほとんどの国の履行報告は、奢侈品について述べていない。国の奢侈品の定義は様々であり、そのため国の輸出管理の実施には偏りがある。これは北朝鮮に関する措置の効果を弱める危険がある。これらの潜在的なギャップを埋めるため、専門家パネルは本報告書の中で、奢侈品を指定する際に考慮すべき基本的原則と重要な因子を提案する。

北朝鮮は金融取引を隠すためにも様々な技法を用いる。例えば、海外の団体、ダミー会社、非公式な送金の仕組み、現金運び屋、物々交換などを用いる。しかし、やはり、ほとんどの場合、金融操作を完結するには国際金融制度へのアクセスに頼らなければならない。これらの取引を指示する際には、不正な取引を本来なら正当な事業活動と混ぜて不正な活動を隠そうとする。したがって、専門家パネルは金融取引及びサービスが北朝鮮の禁止されている活動に寄与しないよう特別な警戒を実施することの重要性を強調する。この点について、金融活動作業部会によって出版された非拡散と資金洗浄防止とテロへの資金提供と

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

戦う原則及びガイドライン、並びに FATF Typologies Report on Proliferation Financing に特別な注意を喚起する。

委員会は、8つの団体と5人の個人を金融制裁（個人の場合は旅行制限）の対象に指定した。これらの指定は非常に少数であり、禁止されている活動に関わっている既知の団体及び個人の数はもっと多い。この程度の指定では、北朝鮮の主要関係者による禁止活動への関与を効果的に防ぐことはできない。また、これらの団体及び個人のために又は代わりに活動する者についてどう対処するかも決められていない。したがって、すべての加盟国は、禁止されている活動に関わっていると思われる団体及び個人（特に委員会に報告された非遵守事例に関与したことがある者）の名称を考慮のため委員会に提供するよう招かれるべきである。また、すでに指定されている団体及び個人が偽名を使って安全保障理事会の措置を回避できないように、考慮すべきである。

相当な数の加盟国がこれらの決議で要求された国別履行報告書をまだ提出していない、という事実にも特別な注意が喚起される。これらの報告書は、安全保障理事会の措置を履行するためにとられた処置を全体として評価し、それらが効果的に実施されるよう確保するために、本質的に重要である。

I. 序論

1. 北朝鮮の継続的な国際義務の非遵守と 2009 年 5 月に北朝鮮が実施した核実験に対して、安全保障理事会は 2009 年 6 月 12 日に決議第 1874 号 (2009 年) を採択した。その決議をもって理事会は、以前決議第 1718 号 (2006 年) で採択された措置を強化し、北朝鮮はそのすべての核関連その他の既存の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画を放棄して国際義務の完全遵守に復帰しなければならない、と強調した。

2. 決議第 1874 号 (2009 年) に含まれる措置が安全保障理事会によって採択される前には、北朝鮮が 1985 年に加盟した核兵器の不拡散に関する条約への早期復帰と遵守も含めて国際義務を完全に遵守するよう北朝鮮政府を説得しようという多数の外交的二国間及び多国間の試みがなされた。

3. 北朝鮮の核兵器の不拡散に関する条約からの脱退宣言及び国際原子力機関 (IAEA) と北朝鮮の間の保障措置協定 (INFCIRC/403) の下での義務の放棄に直面した安全保障理事会は、1993 年 5 月 11 日、決議第 825 号 (1993 年) を採択し、北朝鮮に不拡散義務の履行と IAEA 保障措置協定の遵守を正式に求めた。更に、懸念した国々が様々な外交手段を講じて北朝鮮政府を条約義務の完全遵守に戻るよう説得し、北朝鮮政府は核兵器の不拡散に関する条約からの脱退宣言の「保留」に合意した。短期間の協力の後、北朝鮮は 1998 年 8 月 31 日に再び地域の緊張を高めた。ミサイルで推進される物体を打ち上げ、これが日本の領域上を通過して日本の近くの海に落ちたのである¹。このミサイルの発射は、地域の国々や関係国際機関への事前の通報なしに行われた。この事件に対し、安全保障理事会は 1998 年 9 月 15 日に報道声明を発して懸念を表明し、更なる行動を控えるよう北朝鮮に強く要請した。

4. 北朝鮮は 2002 年 12 月 27 日に残りの IAEA 査察官を全員追放し、2003 年 1 月 10 日に安全保障理事会に「NPT からの脱退の遂行の「保留」を取消すことに決定した」と通知した。

5. これらの行動から生じる緊張の高まりを緩和し、北朝鮮を核兵器の不拡散に関する条約及び IAEA 関連の義務並びに他の国際的な義務に戻そうという努力の中で、中国、日本、韓国、ロシア及び米国は 2003 年 8 月 27 日、北朝鮮との協議に入った (「六カ国協議」)。六カ国協議はその後 2 年間続いたが、望まれた結果を生まなかった。2005 年 9 月 19 日、第 4 回六カ国協議の共同声明において六カ国協議参加者は全員一致で「六カ国協議の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化である」ことを再確認し、北朝鮮は「す

¹ この弾道ミサイルは、通称テポドン 1 号と呼ばれ、1998 年 9 月 4 日に北朝鮮によって初の人工衛星光明星 1 号と発表された物体の推進に使われた。

すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること並びに核兵器の不拡散に関する条約及び IAEA 保障措置に早期に復帰することを約束した」。しかし、2005 年 11 月、北朝鮮は六カ国協議への参加をやめた。2006 年 7 月 5 日、北朝鮮は以前の約束と安全保障理事会の宣告を無視して、長距離弾道ミサイル 1 発を含む弾道ミサイル 7 発を発射した²。安全保障理事会はこれらの行動を非難し、2006 年 7 月 15 日、決議第 1695 号 (2006 年) を採択し、北朝鮮に「弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すること」を要求した³。決議はまた、すべての加盟国に対し、「ミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術」の北朝鮮への提供又は北朝鮮からの調達を防止するよう「要求」する。理事会はまた北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、直ちに無条件で六カ国協議に復帰することを強く要請した。

6. 同国を六カ国協議に復帰させようというこのような努力にもかかわらず、2006 年 10 月 3 日、北朝鮮は核実験を実施する意思を発表し、北朝鮮に実行しないよう強く要請した 2006 年 10 月 6 日の安全保障理事会議長声明(S/PRST/2006/41)を無視して、北朝鮮は 2006 年 10 月 9 日に核実験を実施したことを発表した。そして 2006 年 10 月 14 日、安全保障理事会は決議第 1718 号 (2006 年) を採択し、北朝鮮がとりわけすべての核兵器、既存の核計画、他のすべての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を完全な検証可能かつ不可逆的な方法で放棄することを、国際連合憲章第 7 章の下で決定した。決議はまた、北朝鮮に遵守を迫るために一連の制裁措置を課し、それらの履行を監視するための委員会を設置した。決議はまた、北朝鮮に対し、直ちに六カ国会議に復帰することを求めた。

7. 大量破壊兵器の非核範疇、すなわち化学兵器及び生物兵器については、北朝鮮は 1987 年 3 月に細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(BWC)に加盟したが、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(CWC)には加盟していない。安全保障理事会決議第 1718 号 (2006 年) は、北朝鮮が「その他すべての既存の大量破壊兵器...計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で」放棄することを、憲章第 7 章の下で決定した。この決定は決議第 1874 号 (2009 年) において繰返されなかったが、その有効性は存続する。

² この弾道ミサイルは通称テポドン 2 号と呼ばれる。

³ 核兵器とは異なり、弾道ミサイルには、その開発、生産、貯蔵又はテストを規制する、全体に適用可能な、法的に拘束する文書がない。2000 年 10 月、北朝鮮国防委員会第一副委員長、趙明録 (チョ・ミョンロク) が米国を訪れたとき、北朝鮮は米国との 2000 年 10 月 12 日の共同コミュニケで「ミサイル問題に関する話し合いが続いている間は如何なる種類の長距離ミサイルも発射しない」ことを約束した。このいわゆるミサイル発射に関するモラトリアムはその後の協定で更新及び再確認され、例えば 2002 年 9 月 17 日の日朝平壤宣言において北朝鮮は「ミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も更に延長していく」意向を表明した。

8. 六カ国協議は 2006 年 12 月に再開され、2007 年 2 月 13 日には北朝鮮の非核化を目指した第一段階の行動に関する合意を発表した。その後、2007 年 10 月 3 日には、「共同声明の実施のための第二段階」に関する合意がされた。これらの合意の下で、北朝鮮は 50,000 トンの燃料油援助その他の経済援助の見返りに寧辺の反応炉を 60 日以内に停止すると約束し、続いて IAEA 査察官の復帰のための計画を立てられた。しかし、六カ国協議はその後直ぐに新たな難局に直面した。2008 年 9 月、北朝鮮政府は寧辺核施設の閉鎖に関する立場を転換し、IAEA に封印と監視装置の撤去を要求し、現場への IAEA のアクセスを禁止した⁴。

9. 2009 年 4 月、国際的な緊張が更に高まった。北朝鮮が安全保障理事会決議第 1718 号(2006 年)に違反して多段階弾道ミサイル⁵を再び打ち上げたからである。これを北朝鮮は、実験的な通信衛星⁶を軌道に乗せる努力だったと主張した。安全保障理事会は 2009 年 4 月 13 日に議長声明(S/PRST/2009/7)を発して発射を非難した。2009 年 4 月 14 日、北朝鮮は今後「絶対に六カ国協議に参加しないし、もう協議の合意にも拘束されない」と宣言した。更に、北朝鮮は「あらゆる方法で自衛のための核抑止力を強化する」と表明した。北朝鮮は 2009 年の 7 月と 10 月にも弾道ミサイルを発射した。

10. 2009 年 5 月 25 日、北朝鮮は二度目の地下核実験を行ない、これに対して安全保障理事会は 2009 年 6 月 12 日に決議第 1874 号(2009 年)を採択し、以前の決議第 1718 号(2006 年)で採択された措置を強化した。決議第 1874 号(2009 年)は決議第 1718 号(2006 年)に含まれた決定も繰返し、すべての弾道ミサイル関連活動を停止し、ミサイル発射のモラトリアムを再確立した。第 7 章の下でとられたこれら及び他の決定は、北朝鮮に法的拘束力のある義務を課している。

⁴ 北朝鮮は 2008 年 10 月に寧辺核施設へのアクセスを IAEA に与えたが、2009 年 4 月に IAEA へのすべての協力を再びやめた。北朝鮮政府からの要請により、IAEA 査察官は 2009 年 4 月 16 日に同国を離れた。

⁵ 「テポドン 2 号」から派生し、北朝鮮政府によって公式に「銀河 2 号」と特定された。

⁶ 北朝鮮政府によって公式に「光明星 2 号」と特定された。

II. 背景

11. 安全保障理事会によって採択された措置、その適用、実施及び影響の理解には、これらの措置が適用された文脈の検討が必要である。これは、北朝鮮の核関連その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画について北朝鮮によって挙げられた主な理由の検討、並びに同国の経済状況全般の検討を含む。

12. 北朝鮮の核関連その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画に関する意思決定過程は相変わらず不明であるが、北朝鮮の行状について検討した多くの専門家は、意思決定の過程が彼らの安全保障上の懸念と国内要因の両方に影響されていると確信している。北朝鮮は核計画が、「外国の影響」に屈服せず 2012 年までに「強くて豊かな国」（強盛大国）になる、という国家目標の達成手段を提供すると信じている。また、自国の核能力を、世界に対処する際に重要な影響力を提供する貴重な財産、とも見なしている。

13. 北朝鮮の計算で突出する二つの要素は、「軍事第一」（先軍）の政策と「独立独行」（主体）の強調である。広く報告されているように、北朝鮮は 2009 年に憲法を改正し、この「軍事先行」政策を国家指導原則に高め⁷、軍の傑出した役割を強固にした。多数の政府高官がパネルに強調したことは、これらの政策と付随する政治的不安定性が北朝鮮の核関連その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画に関する北朝鮮への対処を甚だしく複雑にしている、ということである。

14. 北朝鮮は信頼できる経済統計をほとんど発表していないが、信頼できる外国情報源による最近の報告によれば、北朝鮮の国家指導経済は多数の重大な挫折に苦しんでいる⁸。国の貿易赤字の継続、外貨準備の欠如、慢性的な食糧不足及び最近の通貨構造改革は、全体の経済と一般大衆の福利に大きな悪影響を与えている。大方の推定では購買力平価(PPP)での一人当たり所得は年間 US\$1,700 から US\$2,250⁹(外国為替レート価で US\$900 から US\$1,200)であるが、これらの数値は国の軍事計画と外国調達に使われる国民所得の不相応な配分によって歪められている。同時に、相当な割合の農村部人口が飢餓の瀬戸際にあり、多くが国際食糧支援に頼っている。2008 年 12 月の国連食糧農業機関(FAO)と世界食糧計画の共同報告によれば、2008-2009 年の冬には人口の 40%程度、推定 870 万人が食糧支援を必要とするだろう¹⁰。

⁷ 北朝鮮の新憲法の第 3 条は、「国はその活動において先軍と主体の思想によって指導され、主体思想は人間中心の世界観であり人民大衆の自主性を実現するための革命思想である」と規定している。

⁸ 例えば次を参照：North Korea: Economic Leverage and Policy Analysis, report prepared for the United States Congress by the United States Congressional Research Service, 22 January 2010.

⁹ 例えば、米国の中央情報局が毎年作成する The World Factbook は、北朝鮮の 2009 年の一人当たり所得を US\$1,900 としている。非政府国際組織 Global Insight は、2008 年の一人当たり所得を US\$2,248 としている。

¹⁰ 参照：Global Information and Early Warning System (GIEWS) Special Report-DPR Korea, 8 December 2008 (www.fao.org/docrep/011/ai475e/ai475e00.htm).

15. 北朝鮮政府は軍産複合体の発展を特に強調してきた。これは顕著な武器産業と、国の核関連その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル計画を支援できる産業を含む。北朝鮮の軍事関連産業（デュアルユース品も製造）は、民需品を供給している産業と実質的に区別がつかない。政府は 2009 年に US\$37 億の予算のうち 15.8%ほどを国防費に充てた¹¹と報告したが、パネルが会った政府高官と専門家によればこの数値は相当少なめに言われている。

16. 北朝鮮は輸出貿易に関する公式統計を発表しないが、決議第 1874 号（2009 年）以前の推定値は US\$15 億から US\$30 億の範囲であり、政府の年間貿易赤字は US\$10 億を超えている¹²。この継続的な赤字は、貿易全体の減少と共に、国の経済に悪影響を与えており、特に 2009 年 5 月の二度目の核実験とその後の決議 1874 号（2009 年）による追加の制裁の後は尚更である¹³。

17. 北朝鮮はその外貨収入を、米、銑鉄、圧延鋼、セメント、各種機械、化学製品、磁鉄鉱（鉄鉱石）、織物、武器、金など非常に限られた範囲の輸出品に大きく頼っている。軍事部門も突出した輸出の役割を与えられており、国内で生産した兵器や装備の海外市場の開発に注力している。しかし、これらの輸出品は現在、安全保障理事会の措置の対象となっており、加盟国はこれらの品目の北朝鮮との輸出入を禁じられている。北朝鮮は外貨収入を補うため、長年不正な及び疑わしい国際取引に関わってきた。これらの取引は、核関連及び弾道ミサイル関連の装置、ノウハウ及び技術の内密移転、違法薬物及びタバコの密輸並びに通貨及びタバコの偽造などを含む、と報告されている。これら多数の内密調達及び移転の技法は、現在、北朝鮮の輸出入に課された安全保障理事会による統制の回避にも使われている。

¹¹ 2009 年 4 月 19 日、第 12 回最高人民委員会の第一会合は、2009 年の予算 4,826 億ウォンを正式に承認し、その 15.8%（すなわち US\$5 億 4,500 万）を国防費に充てた。

¹² 本報告書の表 1 を参照。

¹³ 2009 年の貿易統計の計算と公表はまだ不完全であるが、北朝鮮の過去の多数の貿易相手は 2009 年 5 月の二度目の核実験の後に同国との貿易を縮減したことが知られている。

III. 安全保障理事会の措置

18. 安全保障理事会は決議第 1874 号（2009 年）において、以前の決議第 1718 号（2006 年）で理事会が採択した措置の強化と増進を図った。その目的は、北朝鮮に、安全保障理事会の課した義務を遵守すること、六カ国協議に復帰すること、及び以前の六カ国協議の合意に従って約束を実行するための顕著な不可逆的な処置をとることを納得させることであつた。採択された措置は、北朝鮮の核関連その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画に関係する装置、材料、技術、資金その他の資源を取得するための北朝鮮の能力を抑制することも意図された。現在、これらの措置は以下を含む：

- 決議で指定されたすべての品目、物資、装置、物品及び技術、並びに安全保障理事会又は委員会によって決定された他の品目、物資、装置、物品及び技術であつて、北朝鮮の核関連、他の大量破壊兵器関連、又は弾道ミサイル関連の計画に寄与しうるものの、北朝鮮への提供の禁止；
- すべての武器及び関連物資の北朝鮮への提供の禁止（ただし通告を条件として小型兵器とその関連物資を除く）；
- 安全保障理事会又は委員会によって列挙された及び決定された他の品目であつて、核関連、他の大量破壊兵器関連、又は弾道ミサイル関連の計画に寄与しうるものの、北朝鮮からの調達禁止；
- 小型兵器とその関連物資を含む、すべての武器及び関連物資の北朝鮮からの調達の禁止；
- 上記すべての品目（北朝鮮に提供された小型兵器を除く）の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助の北朝鮮への又は北朝鮮からの移転の禁止；
- 奢侈品の北朝鮮への提供の禁止。

19. 更に、加盟国（並びに関係国際金融機関及び信用機関）は以下のことも要請される：

- 北朝鮮の核関連、他の大量破壊兵器関連、又は弾道ミサイル関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含

む)、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止すること；

- 一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないこと；
- 北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連、又は弾道ミサイル関連の計画又は活動に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援（そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む）を提供しないこと；及び
- 北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を監視し防止すること。

20. 決議第 1718 号（2006 年）は、北朝鮮の核関連その他の既存の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（不正な手段を通じたものも含む）者又は団体の指定についても規定している。すべての加盟国は、そのような者が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するための措置をとり、それらの者又は団体若しくはそれらの代理として又は指示により行動する者又は団体により直接的又は間接的に所有され又は管理される資金その他の金融資産及び経済資源を直ちに凍結する義務を負う。

21. 加盟国は決議第 1874 号（2009 年）により、当該貨物が決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、自国の権限及び法令に従い、自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請される。特別禁止制度は加盟国に、このような検査を旗国の同意を得て公海上で実施する権限も与える。このような同意が得られない場合、当該旗国には「現地の当局による必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう船舶に指示する」義務が負わされる。加盟国は、検査の過程で禁止されている品目を発見すれば、それらの品目を押収及び処分する。加盟国は、禁止されている品目を運搬していると疑われる北朝鮮の船舶への燃料補給サービスの提供を禁止する義務も負う。

22. 決議第 1874 号（2009 年）のパラグラフ 26 は事務総長に対し、以下の任務を持つ専門家パネルを当初 1 年の間 2010 年 6 月 11 まで設置することも要請した：

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

- (a) 決議第 1718 号 (2006 年) に従って設置された委員会を、その任務の遂行に当たり支援する；
- (b) 決議第 1718 号 (2006 年) 及び決議第 1874 号 (2009 年) で理事会により課された措置の履行に関する、国、関連国際連合機関その他の関係当事者からの、情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する；
- (c) 理事会、委員会又は加盟国が検討しうる、それらの措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。

パネルはまた、自らの作業につき中間報告と最終報告の両方を安全保障理事会に提供する、最終報告は 2010 年 5 月 12 日までに安全保障理事会に提出する、という任務も課された。

IV. 専門家パネル

23. 2009年8月12日、事務総長によって以下の専門家のパネルが任命された¹⁴：David J. Birch (英国、コーディネータ)、Masahiko Asada (日本)、Victor D. Comras (米国)、Erik Marzolf (フランス)、Young-wan Song (韓国)、Alexander Vilnin (ロシア) 及び Xiaodong Xue (中国)。

24. 専門家パネルは、決議第 1874 号 (2009 年) のパラグラフ 26 に規定された委託事項と委員会から受けた指示に基づいてその任務を遂行してきた。内部の決定も共同で行われてきた。パネルの委員間に実質的な問題に関する見解の相違が生じた場合は、多数派の見解が反映され、他の見解の表明の機会も提供されてきた。内密又は制限付きで専門家パネルに提供された情報は、相応にかつ決議第 1874 号 (2009 年) による専門家パネルの責任と整合する方法で扱われてきた。

25. 専門家パネルがその活動の実行において留意してきたことは、証拠に基づく方法論の標準である。この標準は、模範事例によって確立され、また安全保障理事会の制裁問題全般に関する非公式作業部会によってその報告書(S/2006/997)内で勧告されたものであり、検証された資料と可能な限り専門家自身による直接の現場観察に頼るものである。

26. 2009年9月14日の活動開始以来、専門家パネルは決議第 1874 号 (2009 年) のパラグラフ 26 に従って様々な任務を率先的に実行してきた。例えば、加盟国から提出された報告書の検討及び分析、決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) に含まれる措置の履行と遵守に関する調査、研究及び視察；アウトリーチ活動；並びに、委員会及び加盟国への助言及び援助などである。この点で専門家パネルは以下において委員会を援助してきた：

- 安全保障理事会によって課された措置の実際の又は申立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとる；
- 貨物の検査又は押収及び処分に関する加盟国からの報告書を考慮して適切な行動をとる；
- 決議第 1718 号 (2006 年) のパラグラフ 8 (a) (iii) (奢侈品)、決議第 1874 号 (2009 年) のパラグラフ 10 (小型兵器) 及び決議第 1874 号 (2009 年) のパラグラフ 21 (外交使節団の活動) の履行に関する手引を作成する；
- 決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) による加盟国の国別履行報告書の包括的な審査を実施する；

¹⁴ 事務総長によって任命された専門家のひとりが一身上の理由で任務を果たせないことを事務局に知らせた後、事務総長は委員会と協議して代わりに他の専門家を任命し、10月27日付けの書状(S/2009/555)で然るべく理事会に通知した。

- 物品、団体及び個人の追加指定に関する審議。

これらの各分野について、この後、本報告書で述べる。

27. 専門家パネルは、時間的制約のためにまだ完了していない多数の追加的任務に、引き続き取り組むつもりである。これらの任務は、とりわけ、以下のための最良実践を含む：北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を監視し防止すること；資金洗浄又は他の不正取引に使われうる現金運び屋及び他のよく知られた技法のような非公式な資金移転の仕組みの北朝鮮による使用について調べること；並びに、北朝鮮への投資予定及び公的資金提供の審査に関する指針、道具及び最良事例を作成すること。

28. 決議第 1874 号（2009 年）の paragraph 26(d) に従って、パネルは 2009 年 11 月 12 日に安全保障理事会に中間報告を提出した¹⁵。この中間報告は、報告期間中の任務の履行において委員会を支援するパネルの作業に関する情報と、決議第 1874 号（2009 年）の paragraph 26 による任務を履行するパネルの作業計画の概要を提供した。また、加盟国が決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）の規定を履行するために講じた措置について検討し、これらの決議に含まれる措置の有効性を高めるためにパネルによってとられるべき多数の行動を勧告した。

29. パネルはまた、委員会の広報、対話、支援及び協力に関する作業を積極的に援助してきた。例えば、国別履行報告書の作成に関して加盟国への非公式な手引を準備することや、安全保障理事会の措置の履行に関して加盟国から要請された場合に具体的な手引を提供することにおいて、委員会を援助してきた。

30. パネルはその任務を促進するため、可能な限り多くの関係諸国及び適切な専門家との幅広い協議や対話を求めてきた。このため、パネルの委員はニューヨークで複数の外交団代表者と会い、米国（2009 年 11 月 19-20 日）、韓国（2009 年 12 月 9-11 日）、日本（2009 年 12 月 14-15 日）、ロシア（2010 年 2 月 18-19 日）など、六カ国協議に関わる複数の国を訪問した。これらの各国では、安全保障理事会の措置の政治的文脈及び理論的根拠並びに措置の適用と効果について、政府当局者及び非政府専門家から状況説明を受けた。状況説明は、国の履行と執行の措置についても提供された。パネルは中国への同様の訪問の実施を期待する。

¹⁵ 決議第 1874 号（2009 年）の paragraph 26(d) により、パネルは「自らの作業につき、この決議の採択後 90 日以内に理事会に中間報告を提出する」よう要請された。しかし、専門家の任命が遅れたため、安全保障理事会は 2009 年 9 月 14 日の非公式協議において、中間報告の提出期限を 60 日間遅らせることに同意した。

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

31. パネル委員はまた、安全保障理事会の措置の履行と執行及び関連の遵守問題に関する情報を得るため、韓国の釜山、日本の横浜、シンガポール、マレーシアのクアラルンプール、オーストラリアのキャンベラ、オーストリアのウィーン、並びに、ブリュッセルの欧州連合委員会及びウィーンの国際原子力機関も訪れた。パネル委員は、2010年1月26日から28日に東京で開催された第17回アジア輸出管理セミナーに出席した際に、決議の効果的な履行について26の参加国及び地域の大部分と意見を交換し情報を収集する機会を得た。更にパネル委員は、報告された北朝鮮関連の不正な武器取引、弾道ミサイル及び核拡散活動について、並びに貨物の運送、検査及び禁止の様式について、非政府専門家と協議した。パネル委員は釜山を訪問中、韓国が押収して委員会に報告した防護服を調査する機会を得た。パネルは、委員会に報告された他の遵守関連事例についても同様の機会を待っている。

32. 専門家パネルは、委員会によって確立された様式に従って視察を行ない、2010年2月1日付けの口上書(S/AC.49/2010/OC.4)に反映させた¹⁶。この点で、パネルはこれらの視察について委員会に報告書を提出した。

¹⁶ 委員会は2010年2月1日付けの口上書(S/AC.49/2010/OC.4)で、視察の様式に関してパネルは以下のことを要求される、とパネルに通知した：視察が決議第1817号(2009年)のパラグラフ26に明記されたパネルの任務の実行に関係することを確かめる；視察の出発の少なくとも2週間前に旅程と目的の草案を含む事前の通知を、また緊急の視察の場合は可能な限り事前の通知を、委員会に提供する；視察から帰ったら可能な限り早く(なるべく2週間以内に)各訪問に関する報告書を委員会に提出する；及び、少なくとも一ヶ月に一度委員会に会って、視察を含むパネルの活動について委員会に要約説明を行ない、委員会メンバーからの質問に答える。

V. 加盟国の報告書

33. 決議第 1718 号 (2006 年) と決議第 1874 号 (2009 年) は、加盟国による二種類の報告を指定している。ひとつは、両決議によって課された措置を履行するために加盟国がとった措置について安全保障理事会に報告するものであり、もうひとつは、北朝鮮への又は北朝鮮からの提供が禁止されている貨物の検査、没収及び処分の事例について委員会に報告するものである。

A. 国別履行報告書

34. 決議第 1718 号 (2006 年) のパラグラフ 11 は、すべての加盟国に対し、決議の「パラグラフ 8 の規定を効果的に実施するためにとった措置」につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。この報告制度は決議第 1874 号 (2009 年) のパラグラフ 22 でも繰返され、そこで理事会はすべての加盟国に対し、「決議第 1718 号 (2006 年) のパラグラフ 8 の規定、この決議のパラグラフ 9 及び 10 の規定並びにこの決議のパラグラフ 18、19 及び 20 の規定に定める金融措置を効果的に実施するためにとった具体的措置」につき、理事会に報告するよう要請する。国別履行報告書の提出は、安全保障理事会の措置を履行するためにとられた処置を全体として評価し、それらが効果的に実施されるよう確保するために、重要である。

35. 2010 年 4 月 30 日現在、73 の加盟国と欧州連合が決議第 1718 号 (2006 年) に従って、また 48 の加盟国が決議第 1874 号 (2009 年) に従って、国別履行報告書を提出した。112 の報告のない/報告の遅い加盟国を分析すると、51 がアフリカ、28 がアジア、25 がラテンアメリカとカリブ海、6 が東欧、2 が西欧の諸国である。パネルの注記によれば、北朝鮮は歴史的にこれらの報告のない/報告の遅い加盟国の多数と貿易関係を持ってきた。

36. 決議第 1718 号 (2006 年) 及び決議第 1874 号 (2009 年) に従って現在までに提出された国別報告書の数は、国別履行報告書の提出を求める他の安全保障理事会決議と一貫しているようである。以前に他の専門家グループによって行なわれた、報告のない又は報告の遅い加盟国に関する調査によれば、その理由は、資源の不足、経験の不足、意識の不足、不十分な理解、国の優先事項の違い、時間のかかる省庁間手続などかもしれない。これらと同じ理由の多くが、適時に報告書を提出しない加盟国の多さに寄与したのかもしれないと仮定される。決議第 1718 号 (2006 年) 及び決議第 1874 号 (2009 年) に従う加盟国による報告がない又は遅い理由を、専門家パネルが調査すれば、この状況の改善に役立つかもしれない。

37. 専門家パネルは、決議に含まれる国別履行に関する報告の増加と詳細化の促進に役立つ多数の勧告を委員会に提供してきた。これらの勧告は 2010 年 2 月の委員会への四半期概観更新報告に含まれた。その報告が示唆したことは、他の措置もある中で、委員会が口上書を送って、これらの国別履行報告書に付与された重要性について繰り返し述べることである。また、この点で委員会と専門家パネルからの援助が利用可能なことを示す口上書を送ることも示唆された。委員会と専門家パネルによるアウトリーチ活動も、役立つことが示されるだろう。このようなアウトリーチは、委員会による要約説明、地域又は小地域のセミナーや会議への参加又はそれらの組織化を含むかもしれない。安全保障理事会の他の委員会及びそれらの専門家グループと協調したアウトリーチ活動も、役立つことが示されるかもしれない。また、加盟国に安全保障理事会への報告書提出のための可能な構造を示すために、加盟国にチェックリストとしてオプションの指針の枠組を提供することも役立つだろう。専門家パネルが更に勧告したことは、両決議の下で自国の履行について報告する加盟国の義務の説明と、報告書の作成に関する非公式な手引書を、委員会が専門家パネルの助力を得て準備することである。

38. 現在までに提出された国別履行報告書は、その内容、詳細、形式において大きな差がある。いくつかの報告書は、加盟国が決議を履行するためにとった措置の詳細を述べ、また加盟国が自律的にとった措置についても述べている。しかし、大多数の報告書は、決議を履行するために措置をとった又はとるであろう、と記すのみで、詳細はほとんど又は全く述べていない。法律の名称と引用を挙げているだけの報告書も多い。明らかに、多くの加盟国は決議で規定された報告期間内にすべての必要な措置を制定していなかった。このように限定されたレベルの情報だけに基づいて決議第 1718 号 (2006 年) と決議第 1874 号 (2009 年) の履行を評価することは、専門家パネルにとって不可能ではないにしても困難なことだろう。加盟国は、決議第 1874 号 (2009 年) のパラグラフ 22 が加盟国に対して決議第 1718 号 (2006 年) と決議第 1874 号 (2009 年) の両方の規定を履行するためにとった「具体的措置」について報告するよう要請していることを思い出すべきである。

39. 決議には、加盟国が報告を要請される措置に関して脱漏があるようである。例えば、加盟国は決議第 1874 号 (2009 年) によって禁止されている品目を運んでいる疑いのある北朝鮮の船舶への燃料補給等の役務の提供を禁じるためにとられた措置 (パラ 17) 並びに北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を防止するためにとられた措置 (パラ 28) について報告するよう要請されていない。これらの規定を履行するためにとられた措置は決議を履行するためにとられる措置を評価するために重要なので、すべての加盟国は自国の履行報告書にこれらを含めるべきである。決議第 1874 号 (2009 年) の検査関係の詳細な規定、すなわち貨物の検査 (パラ 11)、公海上での検査 (パラ 12)、船舶を港へ導く義務 (パラ 13) 及び

品目の押収と処分（パラ 14）に関する規定も、同様に扱うべきである。それはこれらが、加盟国がとるよう要請されている「貨物の検査によるものを含む協力行動」に関して、決議第 1718 号（2006 年）の paragraph 8(f) で規定されていることを補完する有用な情報を構成するからである。これらの措置の履行に関する加盟国による報告は、委員会及び専門家パネルの意識目標設定やアウトリーチ活動にも役立つ可能性がある。

B. 遵守関連の報告（検査、押収及び処分）

40. 決議第 1874 号(2009 年)の paragraph 15 は、貨物の検査又は押収及び処分をした加盟国に対して「検査、押収及び処分につき、関連する詳細が含まれた報告を委員会に」すみやかに提出することを要求する。決議は paragraph 16 において、公海上での船舶の検査の許可又は検査のための港への航行の指示について旗国の協力が得られない加盟国はどのような拒否を関連する詳細も含めて委員会に報告するよう要求される、ということも明記している。このような検査関連の報告を提出する義務は、安全保障理事会がこのような報告を「要求する」ことを特に選んだという事実によって強調される。検査、押収及び処分が行なわれるのは決議によって課された措置の非遵守が疑われる場合なので、パネルはここでこれらの報告を「遵守関連の報告」と呼ぶことにした。

41. 決議第 1874 号(2009 年)の採択以来、6 件の非遵守事件が委員会に報告された¹⁷。これらの報告を受けた委員会は、それぞれの場合に、事件に関する関連追加情報を提供しうるすべての加盟国に口上書を送った。これらの問合せに対する回答率は様々であった。アラブ首長国連邦によって報告された事件では、ほとんどの加盟国が委員会の問合せに応じて追加の情報を提供した。他の事件では、ごく限られた数の追加報告が寄せられた¹⁸。すべての加盟国は、決議第 1874 号(2009 年)の paragraph 27 が「すべての国、...その他の関係当事者に対し、特に決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施に関して保有するいかなる情報も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請」していることを思い出すべきである。

42. 専門家パネルは、禁止された貨物の疑いに基づいて検査が行なわれたがそのような貨物が発見されなかった場合についても遵守関連の報告に含めることを検討すべきである、と確信する。同様に、禁止されている品目が北朝鮮に提供されたことが知られた場合（すなわち既遂事件）、禁止されている品目の北朝鮮への輸出が実際に国際貿易に入る前に止められた場合（すなわち未遂事件）、又は輸出許可が求められたが関係当局によって拒否された場合（すなわち拒否事件）などの状況も報告されるべきである。専門家パネルはすべ

¹⁷ 本報告書の para 61-64, 67 及び付属書 B を参照。付属書 B は、別の秘密の付属書であり、補足情報を含み、安全保障理事会のメンバーが利用できる。

¹⁸ 本報告書の付属書 B を参照。

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

での「非遵守事例」を審査及び分析する任務がある、ということを想起すべきである。この文脈における非遵守は、阻止された場合だけでなく、達成された、試みられた及び拒否された場合も含むものと解釈されるべきである。ここでも、すべての国その他の関係当事者は、保有する関連情報を提供することによって委員会及びパネルと完全に協力することが要請されている、ということを思い出すべきである¹⁹。

¹⁹ 例えば、オーストリアと日本は、決議第 1718 号（2006 年）と決議第 1874 号（2009 年）の現行規定では報告を要求されない非遵守その他の関係事件の関連情報を、専門家パネルの要請に応じて提供した。

VI. 貿易関連の措置

A. 概観

43. 国際通貨基金の貿易統計によれば、安全保障理事会の措置が課される前の北朝鮮は、約 80 の国や関税領域と貿易関係を確立していた。中でも、中国、韓国、日本、ロシアが北朝鮮の最重要貿易相手国であったが、欧州諸国、特にイタリア、ドイツともかなりの貿易をしていた。2009 年 6 月に採択された決議第 1874 号(2009 年)で追加措置が課されて以来、北朝鮮のこれらの国々との貿易量²⁰は大きく落ち込み、特に北朝鮮への輸出量は急減している。米国、日本、オーストラリア、韓国、欧州連合諸国などは、北朝鮮との貿易、投資、金融取引に追加の国内制限を課している。

44. 北朝鮮は、海外の外交使節団と密接に連携して働く貿易事務所の広大なネットワークを維持している。これらの事務所は北朝鮮の指導者の利益になる貿易機会の開拓と調達の両方を担っており、その任務は不正取引や隠密取得の手配や扱いを含む。これらの活動の一部は、正当、不正両方の輸出のために日和見的な市場を見つけることを主に目指してきた。同国の不正な又は隠密の取得活動の多くはこれらの事務所によって扱われるが、北朝鮮は、不正な密輸貨物の輸送や流通を含むこれらの活動を実行するために海外の犯罪網との結び付きも確立している。これは大量破壊兵器上機微な物品、武器及び関連物資の密輸も含むかもしれない。

B. 核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル活動に関する遵守

45. 決議第 1718 号(2006 年)及び決議第 1874 号(2009 年)は、核兵器その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイルに関する資材、機材、物品、技術及び技術的ノウハウを取得する、及び他者に提供する、北朝鮮の能力の抑制に特別な重きを置く。決議第 1718 号(2006 年)及び決議第 1874 号(2009 年)は、すべての加盟国に以下のことを要求する：「北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止すること。文書 S/2006/814 及び S/2006/815 の表に定められるすべての品目、資材、機材、物品及び技術... 並びに、安全保障理事会又は委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術...」²¹

²⁰ 北朝鮮の特定の貿易相手国との推定貿易量（2000-2009 年）については、表 1 を参照。

²¹ 安全保障理事会決議第 1718 号(2006 年) パラ 8 (a) (ii)。

46. ほとんどの加盟国は、決議第 1718 号(2006 年) 及び決議第 1874 号(2009 年) によって課された義務に加えて、加盟している条約の下で拘束力のある法的義務も約束し、あるいは、核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防ぐことを目指した他の約束をし、かつ、機微物質の管理、安全確保及び物理的防護のために効果的な措置をとっている。それらの措置は、例えば核兵器の不拡散に関する条約、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、及び核物質の防護に関する条約によって要求されている措置、並びに放射線源の安全とセキュリティに関する IAEA 行動規範によって推奨されている措置などである。安全保障理事会決議第 1540 号(2004 年)は加盟国に以下のことも指示する：

- 「(a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の用途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること；
- (b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること；
- (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること；
- (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること...」

47. 現在、約 80 の加盟国と欧州連合が決議第 1718 号(2006 年) 及び又は決議第 1874 号(2009 年) に従って国別履行報告を提出したが、112 もの加盟国がどちらの決議の下でもまだ国別報告書を提出していない²²。提出された報告書を検討したところ、ほとんどの報告国は、国際的な核の拡散の懸念に対処するための、及び弾道ミサイルの入手可能性と拡散を抑えるための、税関、輸出、金融の管理措置を採用した又は採用するつもりである。現在、他の大量破壊兵器の開発に関わる品目の入手可能性を制限することにも特別な注意が払われている。これらの措置は、北朝鮮との取引を監視し管理することにも、決議第 1718 号(2006 年) 及び決議第 1874 号(2009 年) の遵守を確実にするためにも、適用する。

48. 安全保障理事会決議第 1874 号 (2009 年) の採択以来、禁止されている核関連又は弾道ミサイル関連の品目、技術又はノウハウの北朝鮮への又は北朝鮮からの提供に関して委員会に正式な申し立てが提出されたことはない。

²² V を参照。

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

49. しかし、専門家パネルが検討したいくつかの政府評価書²³、IAEA 報告書²⁴、研究論文及びメディア報告書は、イラン、シリア、ミャンマーなどの核関連及び弾道ミサイル関連の活動に北朝鮮の関与が続いていることを示している。専門家パネルの委員が対談した多数の政府及び民間の専門家たちも、北朝鮮は海外の顧客へ又は顧客を通じて核関連及び弾道ミサイル関連の装置、施設、技術的助言を提供する能力と傾向を有する、という懸念を表明した。

50. これらの報告書で提示された証拠によれば、北朝鮮はこれらの措置が課された後も、イランやシリアを含む特定の国々にミサイル、部品及び技術の提供を続けている。また、専門家パネルが検討した政府発行の報告書によれば、北朝鮮はシリアの核計画に援助を提供した。これは Dair Alzour にある熱中性子炉の設計と建設を含む。IAEA は今でも、この施設の現状と関連活動に関する最新報告を得ようと試みている²⁵。

51. 専門家パネルは、ミャンマーでの疑わしい活動についても調べている。これは、委員会指定団体である Namchongang Trading (NCG) のミャンマーでの活動を含む。報告によれば日本は 2009 年 6 月に、磁力計をマレーシア経由でミャンマーに不正輸出しようとした個人 3 人を逮捕した。伝えられるところによれば、彼らが指示を受けていた会社は、北朝鮮の核計画や軍事計画のための不正調達に関与していることが知られている。

52. 専門家パネルはパラグラフ 49 から 51 の情報が安全保障理事会措置の履行と執行に関して加盟国の注目に値することを確信する。専門家パネルは、事実の徹底的な理解を深めるために、これらの疑わしい活動に関する調査を更に進めていく。パネルはこの点に関して IAEA を含む関係諸機関の協力を求める。

53. 次のことを想起する：安全保障理事会決議第 1874 号(2009 年)は、すべての加盟国に対し、疑わしい貨物の検査を自国の領域内又は公海上（旗国の同意を条件とする）で行なうよう要請し、そのような品目を発見した加盟国はそれらを押収及び処分してその行為を委員会に報告するよう指示している。しかし、以下に論じる武器及び関連物資の場合とは異なり、核関連及び弾道ミサイル関連の品目については、現在まで委員会に提出された報告

²³ 以下を参照：合衆国国家情報会議(NIC)顧問兼分析制作スタッフ長 Mathew J. Burrows による報道用要約説明、2010 年 3 月 24 日(www.dni.gov/interviews/20100324_interview.pdf)、並びに、合衆国高官へのシリアアラブ共和国の秘密原子炉と北朝鮮の関与についての背景要約説明、2008 年 4 月 24 日 (www.dni.gov/interviews/20080424_interview.pdf)。以下も参照：弾道ミサイル分野における北朝鮮と他の国々との間の軍事協力の継続に関する 2008 年 6 月の防衛と国家安全保障に関するフランスの白書に表明された懸念 (www.livreblancdefenseetsecurite.gouv.fr/IMG/pdf/livre_blanc_tome1_partie1.pdf)。

²⁴ 国際原子力機関、シリアアラブ共和国における NPT 保障措置協定の実施 (GOV/2010/11, 2010 年 2 月 18 日)

²⁵ 2009 年 5 月 24 日付けの IAEA への書簡の中で、シリアはこれらの主張を否定したが、問題の施設に関する裏付け資料を提出しなかった。IAEA は、シリアアラブ共和国における核兵器の不拡散に関する条約保証措置協定の履行に関する最新報告の中で、シリアは 2008 年 6 月以来 Dair Alzour サイトに関する未解決問題について IAEA に協力していない、と強調している (2010 年 2 月 18 日の Gov/2010/11 のパラ 15 を参照)。また、2010 年 5 月 3 日の天野之弥 IAEA 事務局長による 2010 年核拡散防止条約運用検討会議への声明も参照。

はない。そのような品目については阻止がなかったのかもしれないし、あるいは、それらの機微性のゆえに報告書が提出されていないのかもしれない。いずれにしても、報告がない理由をより良く理解することは有用であろう。

C. 武器の輸出入に関する遵守

54. 決議第 1718 号(2006 年)のパラグラフ 8 とその改正である決議第 1874 号(2009 年)のパラグラフ 10 と 11 により、すべての加盟国は、小型武器及び関連物資を除くすべての武器及び関連物資の北朝鮮への供給、販売又は移転を防止し、すべての武器及び関連物資の北朝鮮からの調達を禁止し、また、北朝鮮に供給された小型武器を除くすべての武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助の北朝鮮への又は北朝鮮からの移転を防止する。決議第 1874 号(2009 年)のパラグラフ 10 は各国に対し、北朝鮮への小型武器の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、北朝鮮への小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも 5 日前までに委員会に通知することを規定する。現在まで、北朝鮮への小型武器及び関連物資の供給、販売又は移転に関して、加盟国から委員会への報告はない。

55. 北朝鮮は、武器及び軍用装置の取得、マーケティング、販売のための高度に洗練された国際ネットワークを確立しており、武器輸出は国の外貨獲得の主要手段のひとつになっている。北朝鮮のいくつかの政府機関が武器及び関連物資の輸出に主要な役割を果たしている。特に、国防委員会(NDC)、朝鮮労働党(WPK)及び朝鮮人民軍(KPA)が、これに関して最も活発である²⁶。これらの機関が実際にどう活動するかは秘密に覆われている。しかし、広く信じられているところによれば、国防委員会の第二経済委員会が、核関連、その他の大量破壊兵器関連及びミサイル関連の開発計画並びに武器関連輸出の手配と実行に最大かつ最も傑出した役割を果たしている。朝鮮労働党の軍需工場部は、寧辺核施設と核兵器計画に関する事柄を監督している。第 2 科学院は、武器及び軍用装置の開発研究を担当し、ミサイルと部品、ミサイルの整備と使用に関する役務と援助の輸出に参加している。また、朝鮮人民軍の偵察総局は通常兵器の製造と販売に関与している。

56. 北朝鮮は、委員会が 2009 年に武器販売を含む禁止取引への関与が知られる 8 つの団体と 5 人の個人を指定したことに反応して、それらの活動を引継ぐ又は代行する他の会社に素早く移した。このようにして Green Pine Associated Company (別名 Paeksan Associated Corp.)が、Korea Mining Development Trading Corporation (別名 Changgwang Sinyong Corporation; 別名 Changgwang Trading Corporation; 別名 “KOMID”)を置換え、現在、

²⁶ 指定された団体と個人はすべて、これら強力な機関の指示又は支配の下にある。

国の武器及び関連物資輸出の約半分を担っている。Green Pine Associated Company は、朝鮮人民軍の偵察総局の支配下にある。

57. 過去の事例を検討したところ、決議第 1874 号(2009 年)の採択以前、北朝鮮は頻繁に自国の籍の船舶を用いて受取国へ武器の積荷を運んでいた。2009 年 1 月には、北朝鮮籍の船 **Bi Ro Bong** が、コンゴ民主共和国に武器の積荷を運んだ²⁷。2009 年 6 月、決議第 1874 号(2009 年)の採択後すぐに、北朝鮮の所有で北朝鮮の旗を掲げてミャンマーに向かっていた **Kang Nam 1** の積荷の種類に疑問があった。東南アジア諸国に入港を拒否された **Kang Nam 1** は、進路を転換して北朝鮮の港に帰った。北朝鮮の船団の状態が悪化し²⁸、決議第 1874 号(2009 年)の採択以来、北朝鮮の所有や籍の船舶に対する監視が強化されたため、北朝鮮は現在、不正貨物のすべて又は一部の輸送を外国の所有や籍の船舶に頼ることが増えているようである。

58. 決議第 1874 号(2009 年)の採択後に報告された事例の分析²⁹によれば、北朝鮮は様々な技法を用いて決議 1718 号(2006 年)及び決議第 1874 号(2009 年)の措置を回避し、武器及び関連物資の不正取引を隠蔽してきた。いくつかの事例では、閉じた箱やコンテナが北朝鮮内の輸出者によって虚偽の説明や偽造のラベルを付けられ、北朝鮮税関のシールの下で他国の港へ出荷され、そこで外来の品目と共に詰められたり、標準サイズの高運コンテナに詰め直されたりした。そしてコンテナの内容には、追加された外来の貨物を反映したマークや書類が付けられ、あるいは虚偽の説明や嘘のラベルが付けられた。積荷目録も、この貨物の説明を反映して偽造された可能性が高い。発送元や最終受取人に関する情報も、隠蔽、改変又は偽造された可能性が高い。いくつかの事例では、発送人が更に手段を講じて本当の内容を隠すために、コンテナが東アジアの主要積替港を通過するたびに書類を洗浄した。何層もの仲介者、ダミー会社や金融機関も、本当の発送人と受取人を隠すために使われた。この詰替えの過程は貨物取扱人によって行なわれるが、ほとんどの場合、貨物取扱人は発送元から受けた指示に基づいて行っており、コンテナの実際の内容については知らない。

59. 北朝鮮は高価で機微な武器の輸出に航空貨物も利用していると思われる。このような貨物は北朝鮮から行先国まで直接航空貨物で送ることができる。現代的な貨物機によっては、北朝鮮からイランまで無着陸で飛べる(近隣の領空を通る直行経路をとれば)。しかし、ほとんどの航空機は、そのような近隣領空通過権があってもなくても、タイで押収された北朝鮮の武器の積荷の場合のように、燃料補給のための着陸を余儀なくされる。トランジ

²⁷ コンゴ民主共和国に関する専門家グループは、その最終報告書(S/2009/603)で、この疑われた積荷について詳述した。グループは積荷の内容を物理的に調査する立場になかったが、積荷が武器弾薬を含むことを確認できた。

²⁸ パラ 80 参照。

²⁹ パラ 61-64 と付属書 B を参照。

ット中の航空機内の貨物検査には困難が伴い、直行便を決議第 1874 号(2009 年)の検査の対象にすることは不可能なので、決議の履行には重大な脆弱性が残る。

60. 武器輸出を隠すために北朝鮮によって現在使われている技法は、武器の組立用部品を外国の組立工場へ配達できる「ノックダウンキット」（組みたて式）の形で海外に出荷することである。これは、北朝鮮の科学者、技術者、専門家たちが参加するターンキー事業のこともある。また、現地のスタッフだけが組立を行なうこともある。コンゴ共和国向けに輸送されていた北朝鮮原産の軍事関連物資が南アフリカの Durban 港で押収された事例について調べる中で専門家パネルが知ったことは、北朝鮮からの多数の技術者及び専門労働者たちが民間部門のチャンネルを通じて契約され、軍用装置の仕事をするためにコンゴ共和国に運ばれたことである。

61. 2009 年 8 月、アラブ首長国連邦は委員会に対して、2009 年 7 月 22 日に ANL Australia に積まれていた軍用貨物を押収した、と報告した。委員会は関係加盟諸国から更なる情報を求め、専門家パネルは独自の調査を開始した。ANL Australia の所有者は、ANL Container Line Pty Ltd というオーストラリア籍の会社である。船籍はバハマであった。貨物の船積人は、OTIM SPA というイタリアの運送会社の平壤代表事務所であった。貨物の船積書類の記述は虚偽で、石油掘削機械（予備部品）となっていた。貨物は税関でシールされ北朝鮮の南浦港で北朝鮮の船に積まれ、途中何度か積替えられて、申告された目的地であるイランの Bandar Abbass に向かっていた。

62. 2009 年 10 月 13 日、韓国政府は委員会に以下のことを伝えた：韓国の関係当局は Busan 港においてスイスの Mediterranean Shipping Company 所有のパナマ船籍コンテナ船 MSC Rachele を検査し、4 個のコンテナが化学的防護の軍事用途を持つと思われる防護服で満たされていることを発見した。さらに韓国当局の調査によれば、問題の 4 個のコンテナの発送元は北朝鮮の南浦港であり、2009 年 9 月 11 日頃に中国の大連に向けて出荷された。これらのコンテナは大連で MSC Rachele に積まれた。物品の所期の受取人として申告されていたのは、シリアの Environmental Study Centre であった。シリア政府は積荷について関知しないと行った。2009 年 12 月、パネルは韓国の当局者及び専門家から事件と物品の性質について情報要約説明を受けた。パネルは Busan 港で物品を物理的に調べることもできた。パネルは提供された情報とパネルの専門知識に基づき、これらの物品は主に特定の化学剤に対する防護に軍事的応用を持ったであろう、と結論した³⁰。

63. 2010 年 2 月、専門家パネルは、コンゴ共和国にある T-54/T-55 戦車を改装するための予備部品その他の軍用品の積荷が発見及び押収されたことについて知らされた。この積荷

³⁰ これらの物品は民生目的にも使えたかもしれない、と注記した専門家もいた。

は、コンゴ共和国の Pointe Noire へ向かう途中の Durban 港で、南アフリカ政府によって阻止された。貨物の出所は北朝鮮であり、中国の大連に送られて、そこで 2009 年 10 月 20 日にフランス CMA CGM 社所有の英国籍船 CGM Musca に積み込まれた。袋詰めされた大量の米がコンテナに並んでいた。その後、船積人は北朝鮮の Machinery Exp. and Imp. Corp. と特定された。貨物は中国の大連を離れた後、マレーシアの Klang 港で降ろされ、CMA CGM の子会社 Delmas Shipping による傭船、リベリア船籍の Westerhever に移された。船積書類はコンテナの内容を「ブルドーザーの予備部品」とだけしていた。

64. 上のパラグラフ 59 で記したように、北朝鮮は禁止された品目の不正取引に航空輸送経路も使っている。2009 年 12 月 11 日、タイ政府当局は 35 トンの武器及び関連物資を運んでいたイリュージン 76 航空機を阻止した。阻止された貨物はチャーター機上で発見された。チャーター機は Air West Company によって運行され、北朝鮮平壤の順安国際空港を出発し、燃料補給のためバンコクの Don Mueang 空港に着陸した¹⁸。積荷の航空貨物運送状は、北朝鮮の国営運輸会社高麗航空によって発行されていた。運送状は貨物を 145 箱の「機械部品」と表示していた。しかし、タイの貨物検査によれば、その内容は約 35 トンの通常兵器及び弾薬類であり、240mm ロケット、ロケット推進榴弾-7s、熱圧榴弾-7s、一人で携行できる防空システム(MANPADS)地对空ミサイルなどが含まれていた。また、荷送人は北朝鮮の Korea Mechanical Industry Co. Ltd、荷受人はイランの Top Energy Institute であることも立証された。この件で謎なのは、行き帰りの経路について多数の飛行計画が提出されたことである。これが取引の性質と貨物の最終目的地に関する疑念を提起しており、更に調査する必要がある。この不正取引に使われた航空機は、アラブ首長国連邦の会社に所有され、グルジア共和国で 4L-AWA として登録されていた。そして、ニュージーランド籍のダミー会社 SP Trading Limited にリースされ、その後、香港籍の別のダミー会社 Union Top Management Ltd にチャーターされた。この経路設定は、航空機の本当の行先を隠す試みだったのかもしれない。

65. 決議第 1874 号(2009 年)の採択以来、委員会は武器輸出を伴う 4 件の非遵守事件を通知された。他にいくつの不正な武器取引が発覚せずにいるか、知る由もない。しかし、今までに委員会に通知された事例に基づき、専門家パネルは北朝鮮がそのような品目の輸出を続けていると確信する。決議第 1718 号(2006 年)及び第 1874 号(2009 年)以前の北朝鮮による武器輸出に関する公式かつ包括的な統計はない。北朝鮮は武器輸出に関する統計を出さず、輸入を報告する受取国もほとんどない。このような取引が禁止される前に少数の国の報告から国連商品貿易統計データベース(CoMTRADE)によって編纂された歴史的データが示すところによれば、北朝鮮は 30 年以上も武器及び関連物資を輸出していた。そのような輸出について報告された取引額は 2000 年から 2009 年までで US\$2,290 万に過ぎない。政府その他の専門家によれば、北朝鮮の実際の武器やミサイルの輸出額は年間 US\$1 億以上

であると信じられている。この点で注意に値することは、2009年12月にバンコクで押収された北朝鮮原産武器の積荷の価値が約 US\$1,800 万と言われていることである。決議第 1874 号(2009 年)での規定の強化と拡大がこの貿易に実際どのような影響を与えたか、まだわからない。専門家パネルは引き続きこの問いを調べていきたい。

D. 奢侈品の禁止に関する遵守

66. 決議第 1718 号(2006 年)のパラグラフ 8(a)は、すべての加盟国に、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による奢侈品（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止することを要求する。

67. イタリアは 2009 年 7 月 27 日の国別履行報告で、北朝鮮への音声画像記録再生用高級電気電子機器の輸送を阻止した、と委員会に通知した³¹。イタリアはまた、北朝鮮内の買手向けであるとの疑いで、オーストリア企業への 2 隻の豪華ヨットの販売も阻止した。イタリア当局は、このヨット取引の怪しさに関する情報をオーストリア政府筋から受取っていた。その後、オーストリア当局は疑いを確認し、取引の価値を 1,300 万ユーロとした。2 隻のヨットは 2009 年 5 月 28 日にイタリア当局によって押収され、前払い金は凍結された。その後、オーストリアのビジネスマンと共謀者が刑法違反で告発された。

68. 専門家パネルが最近ウィーン訪問中にオーストラリア当局から知らされたところによれば、オーストリア税関当局は 2007 年 12 月に 3 台のスタインウェイ製コンサートピアノ（総額 162,500 ユーロ）³²をウィーン国際空港で押収した。後に判明したところによれば、在ウィーン北朝鮮大使館がピアノを購入し、平壤に輸出するつもりであった¹⁸。

69. 日本政府も専門家パネルに次のように通知した：2008 年の 10 月と 12 月、日本の 2 つの貿易会社が 3 回にわたって奢侈品（ピアノ 34 台、ベンツ 4 台、及び化粧品³³）を北朝鮮に第三者を通じて輸出した。関与者には法的手続きがとられた。

70. 上記の阻止と告発の成功例は、監視と加盟国間の協力の重要性を強調する。イタリアのヨット取引の阻止成功は、通知、情報共有及び執行協調に関してイタリアとオーストリアの間に確立された緊密な協力のゆえである。専門家パネルは、これらすべての場合に、当該物品が奢侈品であるという明確な理解があったことを注記する。しかし、何が奢侈品に

³¹ この物品の範疇は欧州連合の奢侈品リストに載っている（付属書 A.1 参照）。

³² 「高品質の楽器」は欧州連合の奢侈品リストの範疇のひとつである（付属書 A.1 参照）。

³³ これらの品目はすべて日本の奢侈品リストに載っている（付属書 A.1 参照）。

当たるかの理解は常に存在するとは限らず、多くの場合、そのような管理の実施には差異や抜け穴が存在する。

71. 決議第 1718 号(2006 年)の採択以来、加盟国からどの品目を奢侈品禁止対象と見なすべきか明確にするよう求める質問が提起されている。

72. この問題に関する相当な議論の後、委員長は委員会を代表して 2007 年 4 月 16 日に加盟国に書簡を送り、2007 年 1 月 11 日の前委員長の声明を繰返した。すなわち、「決議のこの措置の履行のために加盟国が奢侈品の定義を必要とする場合、それは個々の加盟国の責任である。」委員長は書簡の中で次のことも再確認した：奢侈品に関する措置は決議の目的と整合する方法で実施すべきである、また、この禁止が北朝鮮の一般大衆への通常品の供給を制限したり、北朝鮮に人道的な悪影響を与えることは、意図されていない。また、書簡は加盟国に、決議第 1718 号(2006 年)のパラグラフ 11 に従って提出された国別報告書を紹介した。それは、この規定が様々な加盟国によってどのように履行されているか、示すためであった。

73. 加盟諸国の国別履行報告書を見ると、多くは奢侈品について述べておらず、多くの国は北朝鮮への奢侈品の輸出をまだ管理していない。国の奢侈品の定義は様々であり、そのため国の輸出管理の実施には偏りがある。これは北朝鮮に対する措置の効果を弱める危険がある。例えば、ある加盟国は決議第 1718 号(2006 年)による報告書の中で、加盟国による行動が必要な品目の統一リストの必要性を念頭に置いて、管理を実施する前に安全保障理事会による奢侈品リストの完成を待つ必要があるだろう、と示唆した。定義と適用におけるこれらの潜在的ギャップは、第三国からの奢侈品の再輸出を管理している国がほとんどない、という事実によって増幅されている。

74. これらの潜在的なギャップを埋めるため、パネルは加盟国に、決議第 1718 号(2006 年)のパラグラフ 11 と決議第 1874 号(2009 年)のパラグラフ 22 に従う報告書に、彼らが奢侈品と見なす物品を示すよう、奨励する。また、北朝鮮への奢侈品の輸出が拒否された事例や、輸出後に法的措置が行なわれた事例について委員会に知らせるよう奨励される。同様に、奢侈品の輸出に課された措置のより一貫した適用を促進するため、すべての加盟国は北朝鮮への奢侈品の輸出を承認する前にそれと本質的に同じ物品を禁止している加盟国があれば必要に応じて協議するよう奨励される³⁴。

75. 決議第 1718 号(2006 年)で禁止された奢侈品の管理の適用について加盟国を援助する努力の中で、専門家パネルは以下の原則と要素を考慮に入れるべきであると提案する：

³⁴ 加盟諸国によって国別報告書の中で奢侈品として示された品目の表は、本報告書の付属書 A.1 にある。

A. 提案された基本原則

- (i) 決議第 1718 号(2006 年)のパラグラフ 8(a)(iii)は、すべての加盟国に対して、奢侈品の北朝鮮への直接又は間接の供給、販売又は移転を防止することを要求する；
- (ii) 北朝鮮への奢侈品の供給の禁止は、決議第 1718 号(2006 年)及び決議第 1874 号(2009 年)の目的と整合する方法で実施されるべきである；
- (iii) 北朝鮮の一般大衆への通常の民用品の供給を制限したり、北朝鮮に人道的な悪影響を与えたりしないように、注意すべきである；
- (iv) これらの目標をどのように国内法規に反映させるのが最良か決定することは、各加盟国の主権的裁量と国家的責任に委ねられるべきである。しかし、加盟国は自国の特徴と他の加盟国による措置の適用を考慮に入れながら、一貫性のある調和のとれた政策を採用するよう努めるべきである；
- (v) 加盟国は、決議第 1718 号(2006 年)のパラグラフ 11 と決議第 1874 号(2009 年)のパラグラフ 22 に従って提出された国別報告書を参照すべきである。それは、この規定が他の加盟国によってどのように履行されているか、示されているからである；
- (vi) 奢侈品の供給の禁止は、決議第 1874 号(2009 年)のパラグラフ 21 に従い北朝鮮における外交使節団の活動を妨げることなく履行されるべきである。

B. 奢侈品の定義や指定に際して考慮すべき重要な要素

- (i) その物品が北朝鮮の一般大衆にとって購入可能か、彼らによる使用が意図されているか。その際、彼らの年間一人当たり収入が外国為替レートで 2009 年に US\$900 から US\$1,200 であったことを考慮に入れること；
- (ii) その物品が特別にデザインされ製造されるなどして、選別されたグループの人々に高級品として知られるブランド名を持つか；
- (iii) その物品が、通常その種の品目が持つところの範囲を越える特別な特徴、耐久性または機能を持ち、したがってその種のものとして最高級と見なされるか；

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

- (iv) その物品が一般大衆の基本的ニーズ、健康及び福祉にとって不可欠なものか。その際、その品目の禁止が北朝鮮の一般大衆に与えるかもしれない人道的影響の可能性に、然るべき配慮をすること。

VII. 阻止

76. 安全保障理事会決議第 1874 号(2009 年)は、北朝鮮への又は北朝鮮からの禁止品目の輸送の阻止に使える手段を大幅に強化した。決議のパラグラフ 11 から 17 は阻止システムを詳述しており、すべての加盟国に対し、貨物が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内で北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査すること、及び旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。旗国が公海上の検査に同意しない場合には、当該旗国は「船舶が現地の当局による必要な検査のために適かつ都合のよい港に航行するよう指示」しなければならない。また、検査の要請が否定された場合、要請した加盟国はその詳細を安全保障理事会に直ちに報告すること。決議のパラグラフ 17 は次のことも明記している：北朝鮮の船舶は、禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠がある場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、貨物が検査を受け、すべての禁止されている貨物が押収及び処分されるまで、燃料供給その他の役務の提供を否定される。

A. 貿易と輸送の基盤構造

77. 北朝鮮は、限られた数の輸送手段と経路に頼って輸出入品を扱っている。これらは少数の海港、鉄道及び道路での中国及びロシアへの接続を含む³⁵。北朝鮮は韓国との鉄道接続も持っているが、北朝鮮からの貨物は現在この方向にほとんど動いていない。北朝鮮の国際航空接続も限られている³⁶。北朝鮮唯一の商業航空会社、高麗航空は、重量貨物運搬能力が限られている。このように輸送手段の選択肢が限られているため、北朝鮮の外国貿易は政府の承認した少数の貨物取扱会社によって扱われており、出国前に税関シールされることが多い。

78. 北朝鮮と中国を結ぶ鉄道路線は 3 本あり、ロシアとは 1 本ある。中国との鉄道接続は、Sinuiju-Dandong、Namyang-Tumen 及び Manpo-Ji'an³⁷であり、ロシアとの接続は Sonbong-Khasan である。道路交通の役割は低く、輸出用貨物の道路輸送は港や鉄道接続までの短距離が普通である。Yalu(Aprok)川と Tumen(Tuman)川と越えて北朝鮮と中国を結ぶ道路が 11 本あるが、北朝鮮内が山がちで道路の状態が悪いため、これらの経路で運ばれる貨物は比較的少ない。

79. 海運による外国貿易は、北朝鮮の 8 つの港と、東北アジアの積替えハブとして重要な大連の港を通じて行なわれている。南浦は北朝鮮最大の総合貨物港である。南浦市自体は平

³⁵ 本報告書の付属書 A.4 の地図を参照。

³⁶ 2009 年現在、定期便の運行は平壤の順安国際空港から中国の北京と瀋陽、ロシアのウラジオストクだけであり、時折他の行先にチャーター便がある。モスクワ、ハバロフスク、マカオ、バンコク、深センなどへの定期便は終了した。

³⁷ 中国への鉄道路線は、北朝鮮の国境を越える貨物移動の半分以上を占めると推定される。

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

壤から 45km ほどの西海岸にある工業中心地である。港は船内荷役サービスに大きく依存しており、小型コンテナ扱い能力が限られている。他の北朝鮮西岸の港としては、主に小型沿岸貨物船用の Haeju と、石油輸入用の Songrim がある。北朝鮮は東海岸の Chongjin, Rajin, Sonbong, Hungnam, Wonsan にも小さな港を持っている。

80. 北朝鮮の海運船隊は、約 142 隻の一般貨物船、20 隻のタンカー、9 隻のばら積み貨物船、3 隻のコンテナ船、及び 19 隻の他の様々な貨物を運ぶ船で構成されている(表 3 参照)。これらの船の大部分は、小さく古く状態が悪い。このため、及び北朝鮮の所有や籍の船舶に対する監視が強化されたため、北朝鮮は現在、相当量の貨物の輸送を外国の所有や籍の船舶に頼っている。

B. 阻止行動

81. これらの措置の採択以来、禁止された品目の検査、阻止及び押収を伴う事件がいくつかあった。これらの検査/阻止事件としては、とりわけ以下のものがあった：Khor Fakkan 港で検査された ANL Australia；Busan 港で検査された MSC Rachele；Durban 港で検査された Westerheve；及び、バンコクの Don Mueang 空港での AWG 732 という番号のイリュージン Il-76 貨物飛行機³⁸。これらは 4 件とも、禁止されている武器又は関連物資に関係していた。

82. 公海上での貨物の阻止は、まだ委員会に報告されたことがない³⁹。しかし、決議第 1874 号(2009 年)の採択後まもなく、北朝鮮の所有で北朝鮮の旗を掲げた Kang Nam 1 が南浦港を出て、中国の海岸と平行に国際水域を南に航行し始めた。船が禁止されている武器を含む貨物を運んでいるという合理的な疑いが浮上して東南アジア諸国に入港を拒否されたとき、Kang Nam 1 は、進路を転換して北朝鮮の港に帰った。検査は実施されなかったが、安全保障理事会の措置は決議の条項に従って禁止された貨物と思われた物の運搬を阻止することに役立った。専門家パネルは他に、加盟国の領海内で検査が実施されたが禁止された貨物は発見されなかった、という例を知っている⁴⁰。

83. 委員会に報告された事例の分析によれば、一旦国際通商の流れに入った北朝鮮の禁止輸出品の阻止は、以下のことに強く依存する：(a) 諜報；(b) 情報共有；(c) 船又は飛行機の所

³⁸ これらの事件の詳細な議論はパラグラフ 61-64 と付属書 B にある。

³⁹ しかし、メディアでは 2006 年と 2007 年に北朝鮮船舶の公海上での阻止について報道があった。報道によれば、それらの船舶はスリランカのタミル・イーラム解放のトラに通常兵器を密輸するために使われていた。報道によれば、スリランカ海軍はこのような武器を運んでいた北朝鮮の船舶を 3 隻捕らえた。専門家パネルは、決議に含まれる武器輸出禁止を回避するこのような海運密輸技法の使用が他にないかどうか、これらの事例との関連を調査するつもりである。

⁴⁰ 報告によれば、インドの沿岸警備隊は 2009 年 8 月 5 日頃、Little Andaman 島沖のインド領海内で北朝鮮所有籍船 M.V. Mu San を検査した。禁止された貨物は発見されなかった；付属書 B 参照。

有者、運行者、旗国または登録国の協力及び運送会社や発送会社の協力；及び、(d) 以後の寄港地の関係当局による検査。現在までに報告されたいずれの場合も、禁止された貨物の出所は北朝鮮であった。これらの貨物の検査を行なう諸国は、禁止された貨物が偽造のラベルや書類を用いて内密に積まれているという懸念について事前に知らされていた。

84. 北朝鮮に向かう禁止品の輸出阻止は、今でも規制輸出管理体制の確立と、国による効果的な監視と輸出税関管理に強く依存する。そしてこれは、当然の注意と「顧客審査」原則を「レッドフラグ」輸出許可審査過程の一部として適用するとき最も効果的であることが示された⁴¹。また、機微なデュアルユース品目の地元供給者は、新規性や状況のために「レッドフラグ」が上がるかもしれない単発の輸出取引について可能な限り早期に輸出許可当局に相談するよう助言されるべきである。そのような場合、取引はできるだけ早い段階、例えば未知の海外顧客から価格、仕様、在庫などの問合せを最初に受けたときに、輸出許可当局に調査されるべきである。そのような特別な注意を、原子力産業関連や大量破壊兵器及びその運搬手段の生産に応用可能な機微デュアルユース品目の輸出に対して行なう国が増えている。諜報収集と情報共有も、国の管理強化を最も効果的にするために重要である。このように強化された輸出管理措置の達成と目標が、パネル委員の参加した東京での2010年1月アジア輸出管理セミナーにおいて強調された。セミナーに参加した数人の高官によれば、彼らの政府はどのように強化され洗練された輸出と税関の管理システムと技術を既に採択していた。これらの予防的要素が、物資が国の管轄を離れた後の機微的デュアルユース品目関連の阻止事件を減らしたのかもしれない。また、そのような阻止の報告例が稀になったことを説明できるかもしれない⁴²。

85. しかし、北朝鮮への奢侈品の輸出阻止については、国による規制が統一されていないために遅れているようである。いくつかの国は、何が奢侈品かの明確な手引がないのでそのような輸出を管理又は規制できない、と報告している。しかし、本報告書のパラグラフ 67 のヨットの事例で説明したように⁴³、国家当局間の緊密な協力によって、少なくとも普通に認識される奢侈品については、そのような輸送を効果的に減らすことができる。

86. 専門家パネルは、他にも北朝鮮の禁止貨物の阻止を妨げる要因をいくつか注意する。これらの脆弱性は、とりわけ海運輸出における統一書類と書類管理の欠如、及び航空輸送に

⁴¹ 「レッドフラグ」アプローチは国によって異なるが、許可官が核や大量破壊兵器の密輸類型を徹底的に理解していることと、単発の取引が通常と異なり危険な様相を示すときにそれを認識できることに頼っている。したがって、荷受人に関する情報と荷受人に対する輸出の適切性を含む、当該の件のすべての要素を徹底的に調べる必要がある。受取人が通常そのような装置や商品を扱う事業に従事していないダミー会社や仲介人であることを示す要素には、特別な注意を払うべきである。

⁴² パラ 53 参照。

⁴³ 付属書 B も参照。

よる貨物の移動に対する適切な管理の欠如を含む。これらの問題は引き続きパネルが取り組むべき分野である。

87. 国際海運貨物業界は、様々な書類の手続やシステムで溢れている。海運に伴う書類は、貨物取扱会社によって大きく異なり、輸送会社や港湾取扱会社の間でも大きく異なる。税関関係の書類の要件も、港によって異なり、また、貨物の陸揚げが入国のためか積替えのためかでも異なる。もうひとつ複雑にしている要因は、これら海運関係の書類はすべて、対象貨物の移動中ほとんどいつでも差替え、補足、変更できることである。この海運書類の泥沼は、大きな濫用の可能性を開く。

88. 国際的な海運量は、コンテナ化が木枠輸送を置き換えるにつれて、過去 30 年間に大きく増加した。コンテナを扱う積替えハブの使用も、特に東アジアと東南アジアにおいて、近年劇的に増加した。積替えはこれらの港にとって非常に重要なしかも競争の激しい商売になっている。顧客を引きつけるには、積替え手続きを簡素化し、陸上滞在時間と積替え時間を短縮し、これらのサービスへの運輸会社の支払コストを下げることである。積替え貨物の検査はこの過程を遅くする。海運のハブとしての重要性を増そうと努力している港は、重大な密輸品が含まれているという非常に強力な証拠を提示されない限り、そのような検査の実施には消極的である。上記の書類要件の緩さと合わせて、これらの要素は制裁その他の管理措置を回避する目的のために特定の貨物の性質や出所、最終目的地を隠す大きな機会を提供する。これらの要素は、アジア輸出管理セミナーでの議論の中や最近の東アジア及び東南アジアの港への訪問の際に、パネルメンバーたちにかかなり詳しく強調された。

89. これまで委員会に報告された阻止成功の事例を見ると、北朝鮮は安全保障理事会措置を回避する試みの中で、仲介者やダミー会社の使用、偽造ラベル、書類偽造などによってこれらの脆弱性の多くを利用してきた。専門家パネルは、これらの輸送の脆弱性に対処する更なる手段をとるよう勧告する。

90. 北朝鮮は嘘の記述や書類の偽造を用いることが実証されているので、北朝鮮から輸出された貨物は、北朝鮮税関のシールがあってもなくても、次の輸送に向かう船に載せる前に、特に注意して確認すべきである。専門家パネルは、北朝鮮から出発した貨物を運ぶコンテナに関して、北朝鮮からのそのような出荷や積替えを扱う最初の海外の海運港では、その地域での基準に沿って追加的な警戒を実施すべきであることも勧告する。積替え港では、しばしば直前と直後の寄港地より向こう側の情報が提供されない。専門家パネルは、国際海運通商へ過大な負担をかけずに、北朝鮮を出発した積荷に対し、立ち寄り先の積替え港

がこれを確かに認識し追加的な警戒を適用できるようにするために、どのような方策を講じるべきか決定するためのさらなる調査がなされるよう勧告する。

91. 航空貨物は、また別の問題と脆弱性を提起する。現代の航空機は航続距離と積載能力が向上しており、北朝鮮からほぼ世界中のどの国々とも直航可能である。航空機運行者は飛行計画を変えたり給油地を選んだりできる。このような航空交通は経路上の空港での検査ができない可能性があり、場合によっては、疑わしい貨物が積まれている合理的根拠を提供する関連情報があれば、検査目的のための強制着陸という危険な行為が必要かもしれない。専門家パネルは、そのような航空機が領域上を飛行、着陸、通過する可能性のある各国は、順安国際空港及び他の北朝鮮の空港に発着陸する航空輸送を厳重に監視するよう努力することと、上空通過許可が与えられる前に、北朝鮮を出入りする積荷が申告されるよう検討することを勧告する。

92. いくつかの政府は、押収した禁止品目の処分に関するガイドラインや情報を要請してきた。専門家パネルと協議した政府高官たちがしばしば言及したことは、関連するガイドラインの欠如により、懸念を持つ加盟国と関係者が非常な不便を被っている、ということである。また、品目を押収する加盟国にとって、処分が大きな財政負担その他の負担になりうる、ということも言及された。このような負担を軽減する適切な救済策を策定すべきである。専門家パネルは、委員会が専門家パネルの支援を受けて、そのようなガイドラインを準備し、すべての関心を持つ加盟国に普及させるよう勧告する。いずれにしても、パネルは処分が行なわれる前に、品目の写真記録と書類を含む証拠を検討して確立する機会を与えられるべきである。

VIII. 経済措置

93. 決議第 1718 号（2006 年）と第 1874 号（2009 年）とに含まれる措置の実効性のある実施には、北朝鮮の関わるすべての金融取引・調達に対する、注意深い監視と規制とを必要とする。決議第 1874 号（2009 年）パラグラフ 18 は、特に加盟国に以下を要請する：

「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。）。」

94. 決議第 1874 号（2009 年）パラグラフ 19 は、さらにすべての加盟国並びに関連する国際金融機関に対し、「一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないこと」、また、「現行の約束を削減するよう警戒を強化する」ことを要請する。さらに、決議パラグラフ 20 は、すべての加盟国に対し、「当該金融支援が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援（そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を提供しないこと」を要請する。

A. 取引

95. 決議第 1718 号（2006 年）パラグラフ 11 と決議第 1874 号（2009 年）パラグラフ 22 に従い、加盟国により提出された報告の検討では、決議に従い凍結や阻止されたという、いかなる資金や取引に関する示唆も提示されていない⁴⁴。しかしパネルは、禁止された奢侈品の北朝鮮への販売を試みた取引を阻止したとする行動を示唆するイタリアとオーストリアからの報告を明記した⁴⁵。

⁴⁴ パネルは、FATF 報告書から、日本が北朝鮮の大量破壊兵器とミサイル計画に関係した企業名義の預金 90 万米ドルを凍結した、ということを確認している。

⁴⁵ パラ 67 と付属書 B を参照。

96. 金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄とテロ資金供与とに利用された抜け道が、大量破壊兵器の拡散資金としても利用されていることを長年確認してきた⁴⁶。2010年2月、FATFは北朝鮮が引き続き、資金洗浄防止とテロ資金供与対策 (AML/CFT) 上の懸念国であるとの確認を繰り返した。FATFの声明文は、以下のことを示唆した：

「朝鮮民主主義人民共和国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の国際的な基準にコミットしておらず、これらの問題への取り組みを求める FATF からの要請にも応えていない。同国における包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策体制の欠如は、国際金融システムにリスクをもたらす。同国は、国際基準に沿う実行可能な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を発展させるため、FATF と協働すべきである⁴⁷。」

97. 北朝鮮は、その取引を隠蔽するために広範囲の技法を駆使し、その中には海外の団体の利用、ペーパーカンパニー、非公式の移転メカニズム、現金密輸やバーター協定が含まれる。とはいえ、多くの場合その金融業務を完了するためには、やはり国際金融システムへのアクセスに頼らざるを得ない⁴⁸ (表4を参照)。ゆえに、これらの取引を構成する際、不正取引を、その不正行為を隠すような方法で、他の点では合法的な商業活動と混在させるという試みがなされる。このためには、海外の団体やペーパーカンパニーとの組み合わせが利用されることがある。北朝鮮により所有され、かつ・または管理されている海外の企業体やこれらの企業により維持されている勘定は、しばしば北朝鮮の親企業のために、またはその代理として利用されている。最近タイで差し止められた北朝鮮の武器に関する事例についていうならば、北朝鮮は、資金の手立てとイラン向け石油掘削装置と偽ってラベル付けされた武器の空輸を扱うため、ウクライナ、香港、ニュージーランドに設立したペーパーカンパニーを利用した。

98. 全体的な秘密のベールが北朝鮮の金融活動を包み隠す。北朝鮮にあるほんの一握りの銀行が、政治的軍事的リーダーシップにより限定的な海外業務に関与することを許可されており、それらは、通常、許可された海外貿易、または対外援助や海外投資の受理と連携している。北朝鮮にある幾つかの銀行は、この目的のために海外におけるコルレス勘定を保有している⁴⁹。安全保障理事会は、通常武器、弾道ミサイルとそれらの兵器の組立てと製造

⁴⁶ 加盟国にとって、FATFの2008年6月18日付 Proliferation Financing Report とそこに含まれる類型事例が参考となるであろう。

⁴⁷ FATFの2008年6月18日付公式声明文。

⁴⁸ FATFは次のように記している：「... 国際金融システムへのアクセスを持つことは拡散者にとって、たいがい重要である。拡散者が疑惑の目をかわそうとし、しばしば合法的に活動している企業を利用する場合、購入は一見合法的に見えるに違いない」(2008年6月18日付 FATF Proliferation Financing Report を参照)。

⁴⁹ 2010年 Bankers' Almanac に対して銀行から寄せられた情報によれば(2010年4月12日現在)、平壤に本拠地をもつ Korea Kwangson Banking Corporation (KKBC)は、Bank of China (北京、中国)、China Construction Bank Corporation (タンソン、中国)、および Far Eastern Commercial Bank (ハバロフスク、ロシア)にコルレス勘定を保有している。Amrogang Bank は、Commerzbank (フランクフルト、ドイツ)と Far Eastern Commercial Bank

原文：国連 HP <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=s/2010/571> (2010.12.1 時点)

とに関連する物品に関する北朝鮮の販売を手がけているという、主要な金融企業体としての活動により、**Tanchon Commercial Bank** を指定するという対応策を講じている。しかし、国内にあるその他の銀行の幾つかが、そのような取引を手がける上での **Tanchon Commercial Bank** の代替となり始めてきた。

99. 北朝鮮は、不正な取引を扱うため、銀行の海外支店とコルレス勘定に深く依存している。このシナリオは、海外支店を維持し続けている **Korea Kwangson Banking Corporation (KKBC)** の活動により例示されている。これは、**Tanchon Commercial Bank**⁵⁰、**the Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID)**、**Korea Hyoksin Trading Corporation**、**Korea Ryonbong General Corporation** を含む、委員会により指定されている企業のために、またはその代理として何度も取引に関わってきた。専門家パネルへ提供された情報によれば、**KKBC** は、**KOMID** とミャンマーとの間で実施された取引に直接関係する数百万ドル規模の複数の取引を手がけてきた⁵¹。

100. 専門家パネルへ提供された情報も、**Tanchon Commercial Bank** と密接に繋がりを持つ北朝鮮の企業 **Amroggang Development Bank** が、**KOMID** の代理でコルレス勘定を使用し禁止の取引を経由させることに関与した、と示唆している。さらにそれが、**KOMID** と **Shahid Hemmat Industrial Group (SHIG)** というイラン企業との間の弾道ミサイル取引に関係する資金調達の扱いに関与する、とも報告されている⁵²。

B. 北朝鮮における海外投資⁵³

101. 決議第 1874 号 (2009 年) パラグラフ 18 と 19 とを基準として、専門家パネルは北朝鮮における新たな、または現在進行中の投資に関する最近の報告についても調査し始めた。以前に示唆された通り、北朝鮮は、ジリ貧の経済をてこ入れするために、精力的に直接海外投資を求めている。2009 年末より、そのリーダーシップは、そのような新たな海外投資における投資機会を、再び精力的に売り込み始めた。しかし、有力な潜在投資家である韓国、日本や EU 諸国が興味を示さないこと、かつ・または、控えめな評価に留まっていることに加え、北朝鮮の経済政策の妥当性に懸念が持たれていることにより、この投資はなかなか具体化が進んでいない。結果として、北朝鮮は、主に鉱物採掘（特に石炭と鉄鉱石）を重視したそのような投資を、ますます中国に求めてきている。さらに北朝鮮は、地域の

(ハバロフスク、ロシア) とにコルレス勘定を取得している。北朝鮮の銀行と報告済コルレス勘定に関するより完全なリストは、当報告書の付属書 A.3 に含まれている。

⁵⁰ **Tanchon Commercial Bank** は、**KOMID** の金融部門である。

⁵¹ 2009 年 8 月 11 日付 Document TG 260 の United States Treasury Department Designation Statement を参照。

⁵² 2009 年 10 月 23 日付 Document TG 330 の United States Treasury Department Designation Statement を参照。

⁵³ 表 5 を参照。

交通や他のインフラ整備のための広範囲な投資プロジェクトである、成長しつつある中国北東部の活性化プログラムからの恩恵も求めてきた。

102. 北朝鮮はさらに、海外投資家のための 12 特区を開く意志があることを公言してきた。潜在的にこれらの地区へ流入する新たな投資について、専門家パネルは、委員会と加盟国が「北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束」に関わる規模の投資を十分に審査し、かつ「一般市民の必要に直接応える」ものであると確認するために、これらの活動に対して、特別な注意と警戒の強化を図るべきだ、と信じている。彼らは、あらゆる彼らの領域や国民から出る投資が、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連または弾道ミサイル関連計画に貢献しない、ということも確認すべきである。

C. 外交使節団に対する意図せぬ影響

103. 専門家パネルと委員会は、海外から必要とされる金融その他のサービスと供給へのアクセスの欠如により、北朝鮮において彼らの外交上任務を実施する際に困難に直面しているとの情報を、ある加盟国から得た。これは部分的に、海外民間セクターの金融その他の企業の多くが、北朝鮮を拠点とする個人や企業と関わることを躊躇していることに起因する。委員会は、専門家パネルの支援を得て、そのような意図せぬ困難を改善するためにどのような対策を取るべきかを決定する観点から、この問題に関して調査し始めた。このプロセスの第一歩は、困難の範囲を特定し、安全保障理事会の措置の適用と妥当性を損なわずに彼らの懸念を対処する目的で、外交使節団のための管理されたアクセスを再開するために、どの金融機関と供給者へ接近するべきかを決定することである。専門家パネルは、委員会議長へこの問題の明確化を助けるために、見解を提出した。

IX. 物品、団体と個人の指定

104. 決議第 1718 号 (2006 年) はパラグラフ 8 (d) の下で、すべての加盟国に、北朝鮮の核関連、その他の存在している大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与しているとして、委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、所有され又は管理される資金、その他の金融資産及び経済資源を直ちに凍結することを指示する。またパラグラフ 8 (e) の下に、すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、このような政策に責任を有しているとして指定される者が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。さらに、安全保障理事会又は委員会は、決議第 1718 号 (2006 年) パラグラフ 8 (a) (ii) の下で、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の計画に資する追加的な品目、資材、機材、物品及び技術を指定することを期待されている。これらの指定システムは「ターゲット制裁」を構成し、不正行為並びに指定された製品や行動への措置を制限することに責任のある者へ強制圧力を集中することによって、制裁の効果を最大化し、無実で弱い人々に対する意図せぬ悪影響を最小化することを意図している⁵⁴。

A. 物品の指定

105. 2009 年 4 月 24 日、委員会は、2009 年 4 月 13 日付安全保障理事会の議長声明 (S/PRST/2009/7) に応えて、決議第 1718 号 (2006 年) パラグラフ 8 (a)、(b)、(c) に従って弾道ミサイル関連リストを見直し、S/2009/205 にある品目を含むことを決議した。委員会は、2009 年 7 月 16 日、S/2009/364 にある決議第 1718 号 (2006 年) パラグラフ 8 (a) (ii) の目的のために、さらに弾道ミサイル関連 2 品目を追加した。現在委員会は、他のミサイル管理体制からの経験を踏まえて更新されたリストを採用するために、さらなる検討を加えている可能性がある。

106. 核関連品目に関して、安全保障理事会は決議第 1874 号 (2009 年) パラグラフ 23 の中で、決議第 1718 号 (2006 年) パラグラフ 8 (a)、(b)、(c) で制定された措置を、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1 と INFCIRC/254/Rev.7/Part 2 という更新された文書にリストされた品目に対して適用することを決議した。

107. 非核大量破壊兵器関連品目については追加指定はなされていない。規制リストは、決議第 1718 号 (2006 年) に参照されている通り、S/2006/816 にある 化学生物計画リスト

⁵⁴ 加盟国は、新たに指定された品目、団体及び個人を知るために、1718 委員会のウェブサイトを定期的にチェックすることをお勧めする (<http://www.un.org/sc/committees/1718/index.shtml> を参照)。

に対する当初のリストを、S/2006/853 と Corr.1 にある新しいリストで置き換えることを除き、本質的には変わっていない。

108. これらのリストに対する可能な追加に関して、パネルによる評価と勧告は、現在検討中である。専門家パネルは、この点について、禁止品目の関連リストが異なる文書に含まれていることが、加盟国にとって義務付けられた措置を国内で実施する際の、困難となる可能性があるとして記している。表現を向上させる目的のために、よりユーザーフレンドリで一元化された禁止品目のリストを分類ごとに作成することは、得策であるかもしれない。

109. 決議第 1874 号 (2009 年) は、全ての武器とその関連資材を含めるとして北朝鮮に関する武器禁輸の範囲を拡大した一方、北朝鮮への供給に関する限り携帯用武器、軽量兵器とその関連資材について例外措置を設けた。同時に、決議は、加盟国に北朝鮮へのそのような品目の供給に対して警戒実施を要請し、また加盟国がそのような品目を北朝鮮へ供給する際には委員会へ報告するよう指示する。現在までに委員会への報告はなく、また携帯用武器と軽量兵器に関する措置を具体化した国別履行報告もない。

110. 奢侈品の場合と同様、何が携帯用武器と軽量兵器を構成するのかという点に関する定義やガイダンスの欠如が、加盟国による安全保障理事会の決議に含まれる関連パラグラフの実施を困難にするばかりでなく、これらの措置が不公平に適用される結果をも招きかねない。このことに留意し、専門家パネルは、委員会による携帯用武器と軽量兵器に関するガイダンスの準備をする手助けを行ってきた。この作業はまだ完了していないが、専門家パネルは引き続き関連する国際リストと文書とを検討しており、その中には、特に *Timely and Reliable Manner, Illicit Small Arms and Light Weapons* にある *Open-ended Working Group to Negotiate an International Instrument to Enable States to Identify and Trace* の報告書、また *Panel of Governmental Experts on Small Arms* の報告書が含まれる。

B. 団体と個人の指定

111. 2009 年 4 月 24 日、委員会は、決議第 1718 号 (2006 年) パラグラフ 8 (d) の実施目的のために 3 団体の指定に合意した。委員会は、2009 年 7 月 16 日、パラグラフ 8 (d) の目的のための 5 団体⁵⁵とパラグラフ 8 (d) と (e) の目的のための 5 個人⁵⁶の指定を決議した。

⁵⁵ 指定された団体：Korea Mining Development Trading Corporation; Korea Ryonbong General Corporation and Tanchon Commercial Bank; Namchongang Trading Corporation; Hong Kong Electronics; Korea Hyoksin Trading Corporation; General Bureau of Atomic Energy (GBAE) と Korea Tangun Trading Corporation.

112. このような少数の団体と個人の指定は、禁止行為に関与している既知の団体と個人の実数の数より少ない。これらの少数の指定では、北朝鮮の主要な団体による禁止行為への関与を実効的に規制する任務に不適切であるし、これらの団体と個人の代替や代理、またそのために活動している者達の取り扱いには判断が示されていない。専門家パネルは、すべての加盟国が、禁止行為への関与を信じられている、とりわけ遵守に関する事例への関与が委員会へ報告されている団体名と個人名とを、考察の対象として、委員会へ提供するよう勧められるべきであると、勧告している。

113. 専門家パネルは、多くの加盟国が北朝鮮の団体を追加して指定しており、決議第 1718 号 (2006 年) と第 1874 号 (2009 年) の措置を強化また補足する自主的な措置を課してきたと記している。この報告書を作成する時点で、日本は、委員会により指定されていない 12 団体と 1 個人を指定した一方⁵⁷、米国は 13 団体と 4 個人⁵⁸を指定した。同様に、EU は委員会により指定されたものに加えて、4 団体と 13 個人とをリスト化した⁵⁹。オーストラリアは、自主的に 9 団体と 1 個人とを指定した⁶⁰。これらの自主的なリストの指定された団体と個人は重複している⁶¹。彼らは、委員会による指定の潜在的な候補と見なされるべきである。

114. 既に指定されたこれらの団体と個人が、偽名を使用して安全保障理事会の措置を免れることを確実に阻止するために考慮すべきである。これを確実にするための方法の一つは、例えば個人の場合、指定リストの内容に、誕生日や旅券番号等の個人情報を含めることである。これは、個人の誤認を回避する助けともなる。場合によっては、団体を特定する方がより困難である。実際、委員会により指定された団体は、既に複数の異なる会社名と共に含まれている。専門家パネルは、すべての加盟国に指定された団体と個人の特定を助けるために可能な限りの情報を積極的に提供するよう勧めるべきであると、勧告している。

⁵⁶指定された個人：Yun Ho-jin, Director of Namchongang Trading Corporation; Ri Je-son, Director of GBAE; Hwang Sok-hwa, Director in the GBAE; Ri Hong-sop, former Director of the Yongbyon Nuclear Research Center と Han Yu-ro, Director of Korea Ryongaksan General Trading Corporation.

⁵⁷ S/AC.49/2006/10 を参照。渡航禁止に関し、日本は 2006 年 10 月に、特別な場合を除く北朝鮮国民の日本への入国と、北朝鮮大型船の日本港への入港とを全面禁止すると発表した。同様に韓国は、北朝鮮国民による韓国領域への入国を、訪問許可申請の審査を通して規制している。さらに、韓国は、特別に許可を付与された場合を除き、北朝鮮大型船が領域内の海域を航行することを許可していない (S/AC.49/2006/8)。

⁵⁸ 2010 年 4 月 15 日現在の United States Department of Treasury, Specially Designated Nationals (SDN) List (大量破壊兵器の不拡散)

⁵⁹ 2009 年 12 月 22 日付 Council Regulation (EU) No.1283/2009, 付属書 V

⁶⁰ Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade (www.dfat.gov.au/un/unsc_sanctions/north-korea-bilat.html) を参照。

⁶¹ 付属書 A.2 を参照。

X. 結論：安全保障理事会による措置の実効性

115. 安全保障理事会の決議第 1718 号（2006 年）と第 1874 号（2009 年）により課された措置により北朝鮮が六カ国協議へ復帰し、「全ての核兵器と既存の核計画とを放棄する」かどうか、という点に関する見解に相違はあるが、パネルと対話した者の多くは、北朝鮮に対する制裁が意図した影響を与えていることには同意した。六カ国協議へ復帰するための条件として、制裁解除を要求する北朝鮮の政府高官の発言が多いのは、安全保障理事会措置のもたらす影響を裏付けている。これは、安全保障理事会の措置を実施かつ強化し、決議により禁止された活動を防止、禁止、阻止するための監視の強化と相当なる注意とを実行するために、多くの加盟国により講じられた方策に起因する。これらの措置の採用と施行は、国際的な不拡散体制の妥当性と信頼性とを維持するための、広域的な国際義務を反映している。

116. 決議第 1718 号（2006 年）と第 1874 号（2009 年）に従い課された安全保障理事会の措置は、特に核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画を含む、北朝鮮による懸念行動へ向けられている。それらは主に、武器と軍用機材、核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連の品目と技術、そして奢侈品に関する輸出入の特定範囲をカバーしている。決議第 1874 号（2009 年）により提示されている渡航禁止と資産凍結は、これらの活動に関与しているか、代理のためにまたは代理として活動している、委員会の指定した少数の北朝鮮の団体と個人にのみ適用されている。

117. これらの措置は、以前同国が外貨の重要な収入源を提供してきた武器や他の禁止された核及び弾道ミサイル品目を市場に出し輸出する北朝鮮の能力を著しく制限してきた。そして、北朝鮮による核と弾道ミサイル非拡散関連義務の無視に対する国際的な非難と不法な貿易行為への関与により、幾つかの国々は、これらの安全保障理事会の措置を国内措置で補足するに至った。加えて、多くの民間セクター事業と金融企業体は、彼ら自身の北朝鮮との取引を見送ったり取止めたりした。

118. 安全保障理事会の措置が北朝鮮とその指導者にと与えた大きな影響を認める一方で、これらの安全保障理事会の措置が北朝鮮の一般市民に打撃を与える深刻な経済的環境の原因と見なすことには困難がある。北朝鮮は、その貿易赤字を埋めるために海外援助、直接海外投資、長貸付金や不法な貿易に頼りつつ、数十年間様々な社会的、経済的重圧と困難の下に生き延びてきた。最近の国内通貨改革を含む北朝鮮独自の金融政策は、明らかに国内経済活動の下降を引き起こした。これらの傾向により、国内の指導者層の海外投資と援助を募り獲得しようとする努力に拍車がかかった。しかし北朝鮮が、安全保障理事会の

決議に従い、そのような投資の実施し易い環境を提供すること無しには、その経済目標を達成することはなさそうである。

119. 北朝鮮がすぐに非核化へ向かうとか、その他の存在する大量破壊兵器と弾道ミサイル開発計画から距離を置くといったことは、まだ示されていない。北朝鮮は関連する安全保障理事会の決議により禁止された活動に関与し、六カ国協議をボイコットし続けている。そして、他のある国々に向けて、核と弾道技術を市場に出し輸出し続けている。パネルは、北朝鮮による武器と軍事機材の輸出および禁止された奢侈品の輸入に関連した非遵守の問題の幾つかをも認識し始めている。

120. 北朝鮮は口頭で安全保障理事会の措置を一蹴し続ける一方、他の参加者は現在、これらの協議が再開すると慎重ながらも楽観的な見方を表明している。この点に関して、北朝鮮の高官と他の六カ国協議の代表達との間で事前の折衝が既に行われている。これら参加者のうち幾人かは、制裁の緩和や解除が六カ国協議再開の前提条件と検討されることはあり得ない、そして、安全保障理事会の措置は、過去の六カ国協議における義務を遂行する方向へ向けて、北朝鮮によって講じられる逆行できない方策に基づいてのみ緩和される、と示唆した。

121. しかし、このような前進がなされているかどうか疑問視する深刻な理由が引き続き存在する。2009年7月4日、北朝鮮は、安全保障理事会の決議第1718号(2006年)と第1874号(2009年)に違反して同国の東海岸で7機の弾道ミサイルを試験発射した。次いで10月12日、同国は再び決議に違反して、一連の短距離弾道ミサイルを5機発射した。さらに、政府は安全保障理事会へ向けた2009年9月3日付の書状の中で「試験的なウラン濃縮は完成段階に入った」そして「使用済み燃料棒の再処理は最終段階であり抽出プルトニウムは兵器化された」と公言した。2010年1月末、北朝鮮の朝鮮人民軍は、韓国の西海岸沖島々へ向けて、実弾射撃を実施した。次いで最も最近の2010年4月21日、公式の政府報道機関である **Korean Central News Agency** は、北朝鮮は核兵器を必要と思われる場合に製造するつもりであると公言した外務省の覚書を報道し、核兵器国としての地位を主張した。専門家パネルは、この公言は決議第1718号(2006年)と第1874号(2009年)を最大限可能な範囲で実施する重要性を強調するとし、国際社会の各国すべてによる警戒の強化を要請した。

XI. 勧告

122. 決議第 1874 号 (2009 年) の中で安全保障理事会により専門家パネルへ提示された命令によれば、パネルは「安全保障理事会、委員会、加盟国が決議第 1718 号 (2006 年) とこの決議の中で課された措置の実施を改善するために検討する可能性のある活動について、勧告を作成する」ように指示されている。最近 8 ヶ月に渡るパネルの作業とこの報告書に反映されている調査結果と結論とに基づき、専門家パネルは、安全保障理事会による検討のために以下の勧告を提示する。

監視と監督

勧告 1

専門家パネルは、委員会が決議第 1718 号 (2006 年) と第 1874 号 (2009 年) に含まれる措置の実施と施行を監督また監視することについて極めて重要な役割を演ずると信じている。委員会が、この重要な監督責任を実施するための適切な方法と手段を備えることと、関連する安全保障理事会の措置の実施と施行に関して十分な情報を持ち続けることが本質的である。これらの手段には (a) あらゆる関連する新たな要因や進展について、委員会が十分な情報を持ち続けることを確実にするために、決議第 1718 号 (2006 年) と第 1874 号 (2009 年) の実施に関する加盟国による委員会への継続的な報告、および (b) それらの情報を評価を支援し、安全保障理事会の措置の遵守に関する関連情報が委員会に得られることを確実にするために、先取りして独自の調査を実施できる専門家パネル、が含まれる。

勧告 2

決議第 1718 号 (2006 年) と第 1874 号 (2009 年) の実施に関して、特にそれぞれの裁量に委ねられた情報の共有について、あらゆる諸国、関係する国連団体やその他の関心のある団体が協力することの重要性は、いくら強調してもし過ぎることはない。委員会と専門家パネルは、そのような協力を最大限可能な範囲で提供されるべきであり、その目的のために、関係諸国、国連団体やその他の団体と必要ならばそのような協力を求めてコミュニケーションを取ることを勧める。

勧告 3

委員会は、国別履行報告書をまだ提出していない国々からそのような報告を募ることに特別な注意を払うべきであり、そのような報告の催促を定期的にやり取りすべきである。専門家パネルは、報告が無いとか遅れている加盟国と、国別履行報告書を完成させ提出させ

るために対話と支援を行うという特別な任務を負うべきである。この点について、専門家パネルは以前に、委員会の議長がこれらの国別報告書の重要性を繰り返し述べ、かつ委員会と専門家パネルから得られる支援について示唆する口頭での通告を送ることを提案した。

勧告 4

今までに提出された国別履行報告書は、細部と形式において著しく差があり、最初に追加情報を得ること無しには適切に評価することが難しい。専門家パネルは、必要な情報を得るためにそのような各国に関与すべきである。そのような評価に必要な情報の提供を確実にするために、オプションなチェックリストとして、ガイドラインのテンプレートを加盟国へ提供することも役立つかもしれない。

勧告 5

委員会は、遵守に関する報告書が、彼らの領域からの不正な貿易の防止と、とりわけ、大型船の港への誘導、大型船そして積荷の検査、品目の押収と破棄、サービスの拒否を含む、既に国際的な海空通商に入っている、疑わしい品目の差し止めのために講じられた処置に関して、あらゆる関連情報を含むことを明確にすべきである。

勧告 6

安全保障理事会による措置の実効性ある実施は、そのような措置が北朝鮮に広がる全体的な人道上の状況にもたらす意図せぬ影響を考慮すべきである。

阻止

勧告 7

北朝鮮が安全保障理事会の決議第 1718 号（2006 年）と第 1874 号（2009 年）に違反し禁止された品目の輸出入を継続していることに起因し、北朝鮮の禁止された輸出を阻止するための能力を強化するために、加盟国はさらなる方策を講じるよう奨励されるべきである。北朝鮮が、積荷への虚偽のラベル付けを含む回避行動を画策するため、北朝鮮から出発したすべての積荷に対し、税関ラベルや北朝鮮のシールが貼られているかどうかに関わらず、十分に注意を払うべきである。北朝鮮から出発した貨物を運ぶコンテナに関して、北朝鮮からのそのような出荷や積み替えを扱う、最初の海外の海運港では、その地域での基準に沿って追加的な警戒を実施すべきである。積替え港では、しばしば直前と直後の寄港地より向こう側の情報が提供されない。専門家パネルは、国際海運通商へ過大な負担をかけずに、北朝鮮を出発した積荷に対し、立寄り先の積替え港がこれを確かに認識し追加的な警

戒を適用できるようにするために、どのような方策を講じるべきか決定するためのさらなる調査がなされるよう勧告する。委員会、加盟国、専門家パネルは、模範事例の普及のために、アウトリーチの機会が提供されるよう支援すべきである。彼らはさらに求めに応じて技術的、およびその他の支援を提供すべきである。

勧告 8

現代の航空機は航続距離と積載能力が向上しており、北朝鮮からほぼ世界中のどの国々とも直航可能である。このような交通事情が制裁措置を回避するための固有な機会を設けている。空港では、強化された税関での警戒が適用されるべきであり、そのような航空便が上空領域を飛行、着陸、通過する可能性のある各国は、順安国際空港や他の国の空港より発着陸する航空輸送を厳重に監視することと、上空通過許可が与えられる前に、北朝鮮から出入りする積荷の申告を義務付けることを検討すべきである。

勧告 9

専門家パネルは、シリア、イラン、ミャンマーといったある国々が、禁止された行為を通じた北朝鮮との結び付きを続けていることへの懸念を表明し、こうした行為を阻止するためにすべての加盟国が特別な注意を払うべきであると信じている。専門家パネルと委員会は、このような活動に対するより徹底した理解のために、さらなる調査を実施すべきである。この点において、国際原子力機関を含む、他の関連する国際機関との協力が探られるべきである。

勧告 10

北朝鮮向けの禁止された輸出の差し止めは、法的な輸出管理体制の確立、実効性のある国内監視、輸出管理と税関規制に依然として深く依存している。機微なデュアルユース品目の地域における供給者は、その新規性や状況的な理由により「レッドフラグ」となるような輸出取引を再発させないために、できるだけ早い時期に輸出許可局へ相談するよう助言されるべきである。

勧告 11

すべての加盟国は、すべての貨物に対してそれが禁止された品目を積んでいると信じるだけの合理的な根拠がある場合、関連する国際法規と権限に従い、それを検査するように要請されている。他の加盟国が関連情報に基づき、検査かつ・または差し止めを要求する場合、十分な考察がなされるべきである。専門家パネルは、合理的な疑惑が持たれながらも検査が実施されていない場合、委員会とパネルが事例を検査するよう勧告する。

物品の処分

勧告 12

政府役人数名は、押収した禁止品目の処分に関するガイドラインや情報を要求してきた。関連するガイドラインの欠如により、懸念を持つ加盟国と団体が非常な不便を被っている、ということはいさしばしば言及された。専門家パネルは、委員会が専門家パネルの支援を受けて、そのようなガイドラインを準備し、すべての関心を持つ加盟国に普及させるよう勧告する。

奢侈品

勧告 13

加盟国は、奢侈品と分類される物品の表示を、国別履行報告書に含めるよう奨励されるべきである。さらに、北朝鮮へのそのような品目の輸出が拒否されたり、その輸出後に法的な措置が着手された事例について、委員会へ報告するよう勧められるべきである。奢侈品の輸出に設けられた措置を、より一貫して適用し易くするために、すべての加盟国は、北朝鮮へのそのような物品の輸出を許可するのに先立ち、本質的に同一な品目を禁止している加盟国があれば必要に応じて相談するよう奨励されるべきである。

勧告 14

委員会は、これらの措置のより統一的な適用を促すために、加盟国へより詳しい奢侈品の定義に関するガイドラインを提供すべきである。そのようなガイドラインは、上記パラグラフ 75 に概説された原則と要因とに基づくかもしれない。

経済措置

勧告 15

実効性のある資金洗浄防止とテロ資金供与対策の管理体制は、北朝鮮の不法な取引への資金調達、さもなければ支援を目的として、国際金融システムを濫用することを防止するために本質的である。すべての加盟国は、FATF により発行されている不拡散と資金洗浄防止とテロ資金供与対策に関するガイドラインを採用し実施するように奨励されるべきである。FATF Typologies Report on Proliferation Financing に提供されている拡散への調達例に特別な注意を払い、研究がなされるべきである。

勧告 16

提案された北朝鮮への新たな投資に対して、「北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束」が「一般市民の必要に直接応える」ことを意図するものであると確認するために、特別な警戒が適用されるべきである。彼らは、あらゆる彼らの領域や国民から出る投資が、核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連の計画に貢献しない、ということも確認すべきである。

勧告 17

委員会は、専門家パネルの支援を得て、北朝鮮における外交使節団が、海外からの通常の金融その他のサービスへ、過度にアクセスしにくくなっている要因について調査を継続すべきである。すべての加盟国は、金融機関とその他の企業が北朝鮮における外交使節団への適切なサービスを提供するよう奨励するための適切な措置を採用するよう要請されるべきである。

物品、団体と個人の指定

勧告 18

委員会は、8 団体と 5 個人のみ指定した。これらの少数の指定では、北朝鮮の主要な団体による禁止行為への関与を実効的に規制する任務に不適切である。すべての加盟国は、禁止行為への関与を信じられている、とりわけこれらの団体と個人の代替や代理、またそのための活動、さもなければ遵守違反へ関与している団体名と個人名とを、考察の対象として委員会へ提供するよう、勧められるべきである。

勧告 19

指定された団体による偽名の使用に対抗するために、加盟国は、指定された団体と個人の特定を助けるために可能な限りの情報を提供するよう、勧められるべきである。

勧告 20

よりユーザーフレンドリで一元化された禁止品目のリストを分類ごとに作成し、追加や変更を取り込んでいくことを考察すべきである。

勧告 21

委員会は、決議第 1718 号（2006 年）パラグラフ 8（a）、（b）、（c）に概説された目的に従い、核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連品目の更新されたリストの定期的な採用について、さらに考察すべきである。

勧告 22

委員会は、専門家パネルの支援を受けて、何が携帯用武器と軽量兵器を構成するのかという点に関するガイダンスを開発し、加盟国へ普及させる作業を早急に完了させるよう進めるべきである。

勧告 23

委員会と専門家パネルによるアウトリーチ活動は、安全保障理事会による措置、報告要件、実施と施行に関する模範事例への認識向上を確実にするために、拡大されるべきである。